

第4節 取扱所に係る技術上の基準

第1 給油取扱所

1 共通基準

- (1) 給油取扱所の上空には、原則として特別高圧架空電線が通過しないこと。ただし、次の事項に適合する場合にあっては、この限りではない。(H6.7.29 消防危第66号質疑) ◆

ア 特別高圧架空電線と固定給油設備等、注入口、通気管、建築物等との間に水平距離を確保すること。

イ アの距離が確保することができない場合は、それと同等の安全性を有する措置を講ずること。

ウ 電線が断線した場合における措置等について予防規程等で明記すること。

- (2) 高圧引込線にあっては、固定給油設備等、通気管、注入口及び換気設備等から水平距離で2m以上離すこと。◆

- (3) 敷地の一部が河川上にかかる場合には、次の事項に適合すること。

(S40.3.22 自消丙予発第43号質疑)

ア 川にかかる部分は、車等の荷重に十分耐え、かつ、危険物等が河川に流入しないものであること。

イ 河川の側面に設ける擁壁は、コンクリート壁とし、上部からの荷重に十分耐えるものであること。

- (4) 地盤面より上に鉄筋コンクリートで張り出した床面を給油取扱所の空地とすることができる。

(S47.1.10 消防予第20号質疑)

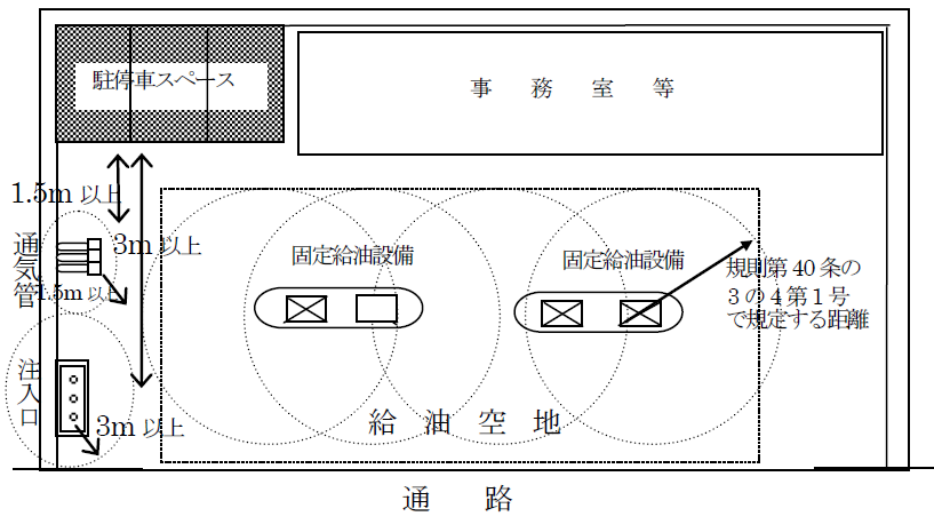
- (5) 給油取扱所敷地上の空中の一部を占有する横断歩道橋の設置は、認められない。

(S42.9.1 自消丙予発第67号質疑)

- (6) 自動車を駐停車する場合は、給油のための一時的な停車を除き、政令第27条第6項第1号チの規定によるほか、給油空地以外の場所で固定給油設備から規則第40条の3の4第1号で規定する距離以内の部分、専用タンクの注入口から3m以内の部分、専用タンクの通気管から1.5m以内の部分以外の部分に白線等で明確に区画された駐停車スペースを設けること。

(S62.4.28 消防危第38号通知)

〔駐車場スペースの例〕



図第4-1-1

- (7) 駐停車スペースを有料駐車場とすることはできない。(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)
- (8) 給油取扱所の自動車の保管場所を指定数量未満の危険物移動タンク車の常置場所とすることができる。(S62.6.17 消防危第 60 号質疑)
- (9) 危険物の給油及び灯油若しくは軽油の詰め替え以外の危険物の貯蔵又は取扱いは、貯蔵所又は取扱所の区分に応じた貯蔵取扱いごとにそれぞれ指定数量未満である場合に限り認められる。

ただし、廃油タンクから指定数量以上の抜き取りを行うこと及び固定注油設備からミニローリー又は移動タンク貯蔵所に詰め替える場合にあっては、この限りでない。

(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

- (10) 屋外での物品の販売等の業務に関する事項（規則第 40 条の 3 の 6 第 2 項第 2 号関連）

(R2.3.27 消防危第 88 号通知)

給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合には、以下の事項に留意することとし、策定した計画については、予防規程又はこれらの関連文書に明記すること。

ア 出火・延焼防止上の留意事項

- (ア) 物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないように、裸火等の火気を使用しないことや可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用することを徹底すること。
- (イ) 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないようにすること等、延焼拡大の危険性を増大させないようにすること。
- (ウ) 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。

イ 危険物の取扱い作業上の留意事項

車両への給油、容器への詰替えや地下タンクへの荷卸し等、危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画し、必要な体制を構築すること。

ウ 火災時の避難に関する留意事項

火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導体制等に係る計画を策定すること。

エ 人・車両の動線に関する留意事項

物品販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。なお、この場合において、必要に応じて、人・車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示することや、ロープ等で明確にすることも検討すること。

- (11) 政令第 3 条第 1 号の「自動車等」には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当し、給油取扱所においてそれらの燃料タンクへ直接給油することができる。

(R5.3.24 消防危第 63 号質疑)

- (12) 給油取扱所において、トラック等の車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された状態の自動車等（政令第 3 条第 1 号の「自動車等」をいう。）の燃料タンクに直接給油することができる。

(R5.3.24 消防危第 63 号質疑)

2 給油空地

- (1) 給油空地の性能規定に関する事項は次によること。(H18.5.10 消防危第 113 号通知)

ア 基本的機能

固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の動線等を考慮して判断すべきも

のであること。なお、給油空地には、間口 10m 以上、奥行 6m 以上の矩形部分が含まれる必要があること。

イ 出入口

道路に面する側の幅は、連続して 10m 以上であること。なお、出入口が分割して設けられる場合には、政令第 23 条の基準の特例の適用が必要であり、この場合には、幅 5m 以上の出入口が 2 箇所以上あることが必要と考えられること。

ウ 通行できる広さ

「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

エ 給油を受けることができる広さ

(ア) 自動車等を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

- (2) 道路構造令の一部を改正する政令の施行（H13. 7. 1 政令第 130 号）に伴い、給油空地の間口と乗り入れ部を同一のものとして確保できなくなるものについては、次の事項を満足する場合は、別図（給油空地の例示）に示す給油空地について、政令第 23 条を適用する。

（H13. 11. 21 消防令第 127 号通知）

ア 給油空地は、間口（主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一边の長さ）を 10m 以上とし、奥行きを 6m 以上とすること。

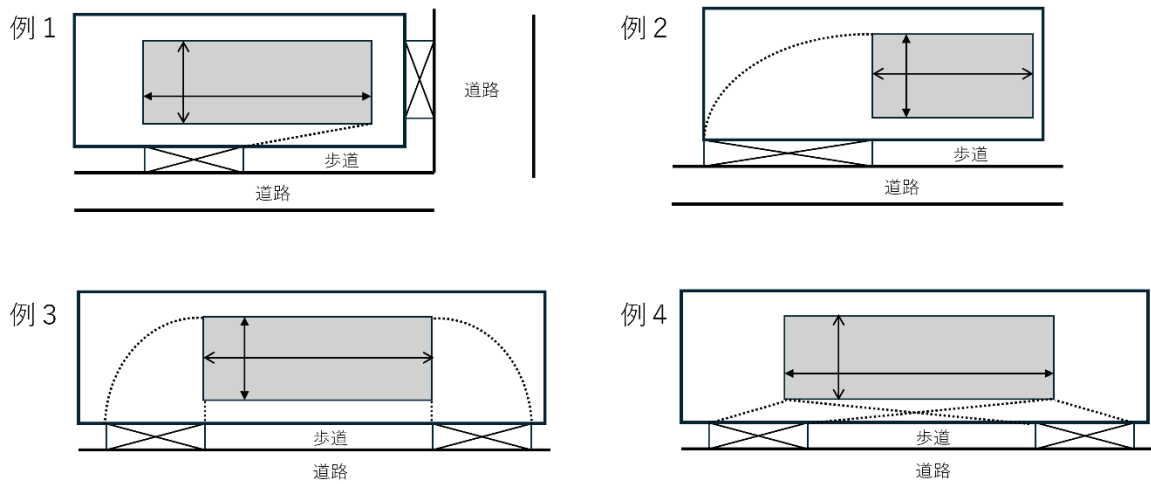
イ 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。

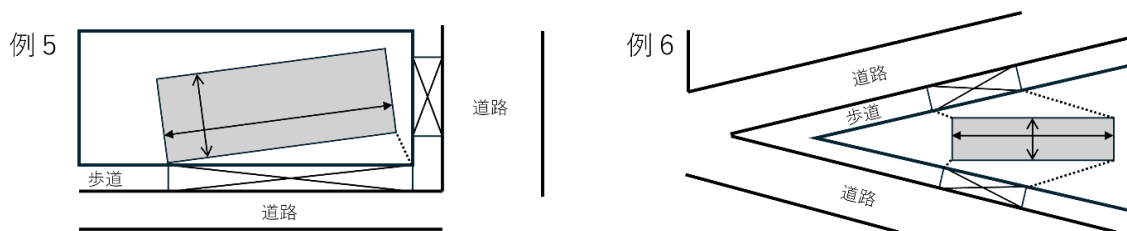
ウ 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に充分見通せる位置関係とすること。

〔給油空地の例示〕

（凡例）

給油空地 間口 乗り入れ部 奥行 主たる乗り入れ部 への導線



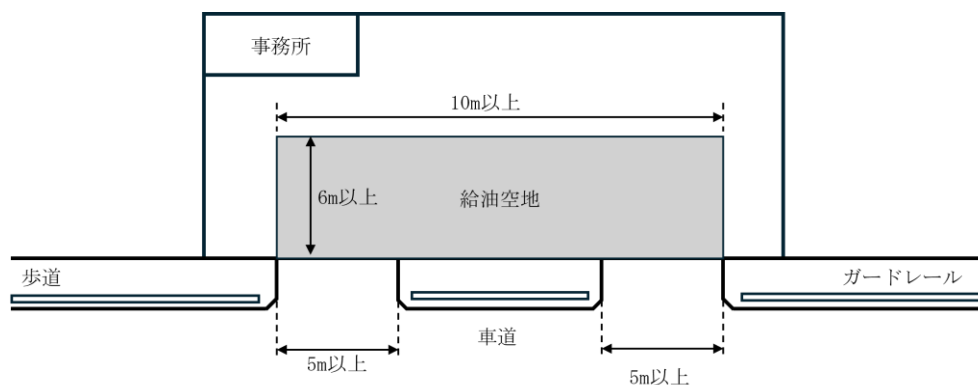


図第 4-1-2

(3) 道路と給油空地（間口側）との間に歩道又はガードレール等の障害物がある場合は、5m以上の幅の出入口を同じ側に 2 箇所以上設けること。

なお、この出入口から奥行き 6m 以上の空地が確保できること。

(S45. 5. 4 消防予第 81 号質疑、S43. 4. 3 消防予第 94 号質疑)



図第 4-1-3

(4) 橋等（以下「通路」という。）を介して道路に接している給油取扱所は、次によること。

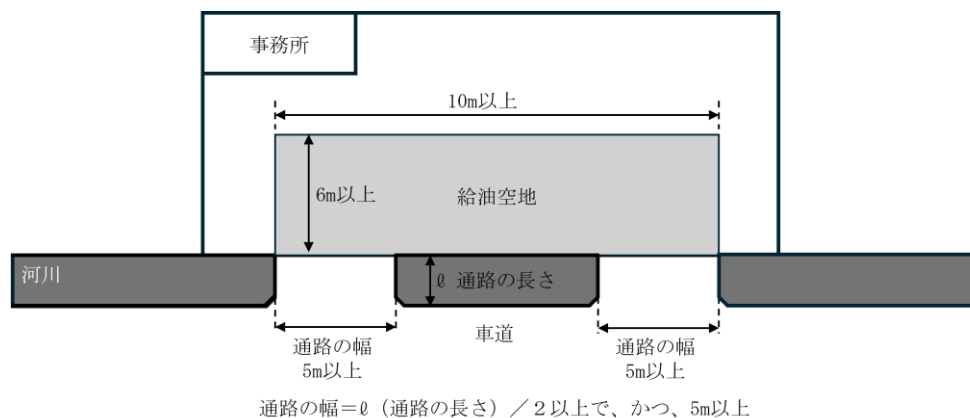
(S40. 4. 9 自消丙予発第 64 号質疑、S44. 3. 10 消防予第 50 号質疑)

ア 通路の幅が、道路から給油取扱所に至る通路の長さの 2 分の 1 以上で、かつ、5m 以上であること。

イ 上記アの通路が、道路の同じ側に 2 箇所以上設けられていること。

ウ 通路が河川等を渡って設けられるときは、万一、危険物が通路に流出した場合であっても、河川等に流入しないよう当該通路の両側を高くする等通路には、危険物の流出防止措置を講ずること。

〔空地への乗り入れ例〕

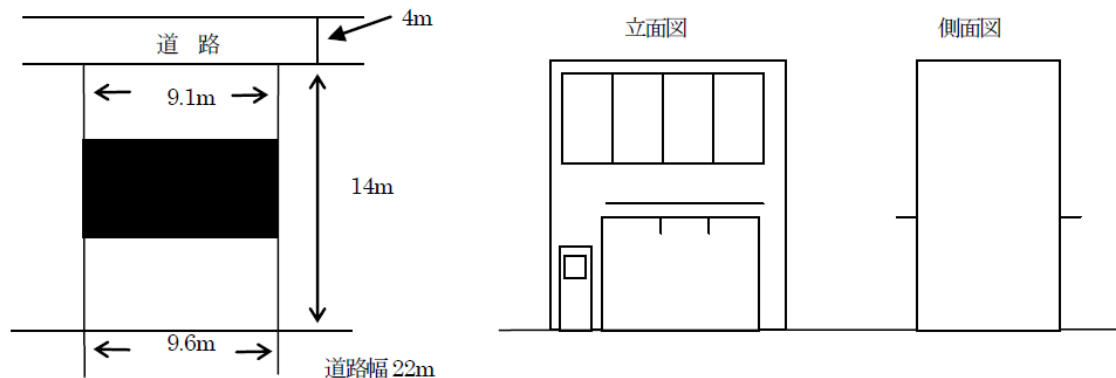


図第 4-1-4

(5) 間口 10m 以上、奥行 6m 以上の給油のための空地を確保する場合、店舗は道路に面して設けても

さしつかえない。(S62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

- (6) 懸垂式の固定給油設備を設置することにより、表面、裏面の道路に車両が通り抜けられる場合は、間口が 10m に満たない場合でも認められる。(S39. 9. 1 自消丙予第 95 号質疑)



図第 4-1-5

- (7) 給油取扱所の規模、自動車等への給油場所の位置等から判断して給油作業に支障がない場合にあっては、給油空地の一部にグリーンベルト、植込、池等を設けることができる。なお、植込の高さは政令第 17 条第 1 項第 19 号に規定する塀の高さ以下にすること。

(S46. 4. 23 消防予第 65 号質疑、S47. 1. 7 消防予第 13 号質疑)

- (8) 固定注油設備のアイランドは、給油空地内に設けないこと。また、固定給油設備とのアイランドの共有は認められず、それぞれのアイランド間には車両の通行できる間隔を有すること。

(S62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

- (10) 給油取扱所の地盤面に給油空地の範囲をペンキ等により明示する必要はないが、許可申請書の添付書類に明示すること。(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

- (11) 固定給油設備その他の設備に支障のない給油空地の一角に銀行の現金支払機専用の建築物に該当するプレハブ建物を設置することができない。(S63. 7. 26 消防危第 91 号質疑)

3 注油空地

- (1) 注油空地の性能規定に関する事項は次によること。

(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑、H1. 3. 3 消防危第 15 号通知、H18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

ア 固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。）」の停車位置を考慮して判断すべきものであること。

イ 容器に詰め替えることができる広さ

(ア) 容器を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含することが必要であること。

ウ 車両に固定されたタンクに注入することができる広さ

(ア) 移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 「安全かつ円滑に注入することができる」ため、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

(ウ) 図面に想定される移動タンク貯蔵所等の大きさを破線等により図示すること。

- (2) 注油空地の出入口は、直接道路に接している必要はない。(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

- (3) 移動貯蔵タンクに詰め替えるための注油空地は、給油空地以外の場所で固定給油設備から規則第 40 条の 3 の 4 第 1 号で規定する距離以内の部分、専用タンクの注入口から 3m 以内の部分及び専用タンクの通気管から 1.5m 以内の部分以外の場所に保有すること。

(S62. 6. 17 消防危第 38 号通知、S62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

(4) 3 (10)によること。

4 給油空地及び注油空地の舗装

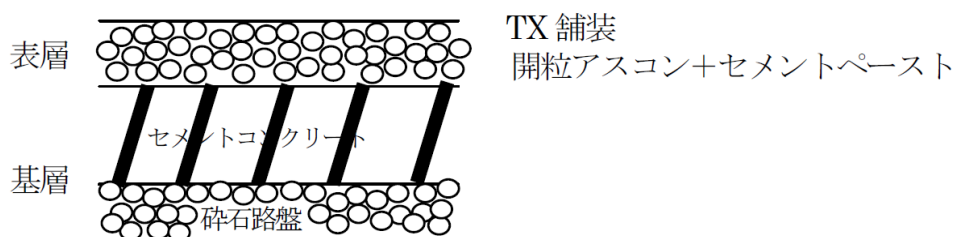
(1) 規則第 24 条の 16 に規定する性能を有する舗装として、鉄筋コンクリート以外で施工する場合は、耐油性、排水性があり、車両荷重等に対して十分な強度があるとともに、燃えにくい（準不燃材料（JIS 難燃 2 級）以上）ものとし、次のものが該当する。(S59. 8. 22 消防危第 91 号質疑)

ア ポリシールコンクリート舗装 (S53. 10. 5 消防危第 133 号質疑)

骨材を少量のアスファルトで粘結し、この空隙にポリシールドープを主体とした充てん材（ポリシールグラウト）を充てんしたもの。

イ TX コンクリート舗装 (S56. 7. 10 消防危第 87 号質疑)

基層をセメントコンクリートとしたもので、表層に独特の空隙を持ったアスファルトコンクリートを施し、この全厚（30～60mm）に特殊混和材(TX-0)を加えたセメントペーストを浸透させたもの。



図第 4-1-6

ウ ベアコート舗装 (S60. 10. 21 消防危第 118 号質疑)

砕石を主体とした骨材を、少量のアスファルトと混合（ベースアスコン）し、これを路面に敷ならし、ローラーで締め固めた後、その空隙に特殊セメントミルクである「ベアコートミルク」を、全層にわたって浸透固化させたもの。

(2) 空地の地盤面の舗装の補修材または表面仕上材については、次によること。

ア エポキシ樹脂を結合剤としたエポキシ樹脂モルタルは、舗装用補修材として認められる。

(S54. 7. 14 消防危第 75 号質疑)

イ エポキシ樹脂系及びポリウレタン併用モルタルは、認められない。

(S59. 6. 9 消防危第 69 号質疑)

ウ セメント、骨材にアクリル系樹脂を主剤とした混合剤と水で混合した特殊モルタルを地盤表面上に接着剤（前記混合剤と水で混合したもの）を塗布後に 12～15mm 厚に塗り押えたアクリル系樹脂モルタルは、認められる。(S59. 8. 22 消防危第 91 号質疑)

(3) 給油空地及び注油空地以外の部分については、アスファルトによる舗装として差し支えない。

(H31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

(4) 規則第 24 条の 16 に定める「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいう。

(H18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

(5) 滞留・流出防止装置の性能規定に関する事項は次によること。(H18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置

(ア) 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。

(イ) 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることではなく、

空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜（1/100 以上）を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。◆

イ 漏れた危険物の滞留防止措置

(ア) 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏えいした危険物が空地内に滞留しないこと。

(イ) 空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜（1/100 以上）を付けることは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。◆

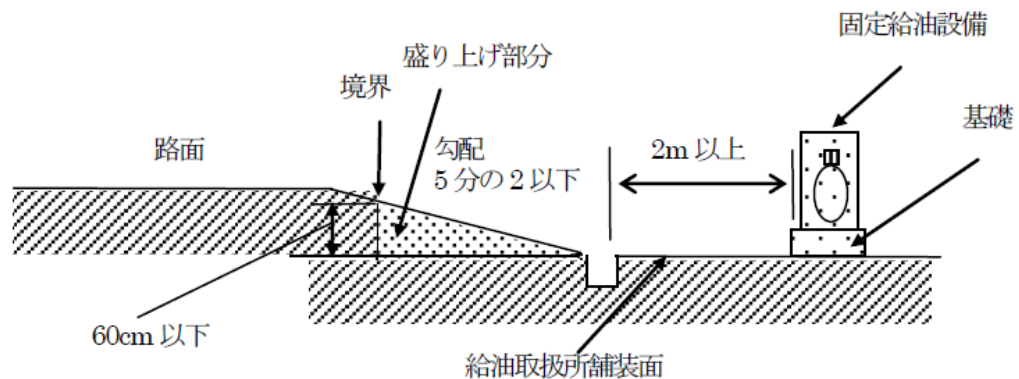
ウ 道路のかさ上げによって空地の地盤面が周囲の地盤面より低くなる場合、当該給油取扱所の空地に可燃性蒸気が滞留しないよう当該境界部分をコンクリートにより適当な勾配をつけて盛り上げる等の次の事項に適合する措置を講ずること。

(S44. 11. 25 消防予第 276 号質疑、S44. 4. 24 消防予第 130 号質疑)

(ア) かさ上げ道路と給油取扱所の境界との高さの差が 0.6m 以下であること。

(イ) 境界部分の高低差をうめる盛り上げ部分がアイランドの道路に面する側から 2m 以上離れていること。

(ウ) 盛り上げの勾配が 5 分の 2 以下であること。



図第 4-1-7

(6) 危険物等の流出防止措置の性能規定に関する事項は次によること。

(H18. 5. 10 消防危第 11 号通知)

ア 収容

(ア) 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容される必要があること。

(イ) 「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び付随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。

(ウ) 排水溝及び油分離装置を設けることは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

イ 貯留設備からの流出防止

貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要であること。

(ア) 水に溶けない危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

(イ) (ア) 以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては次のものが考えられること。なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分

離装置のみを設けることでは、当該性能を有しているとは考えられないこと。

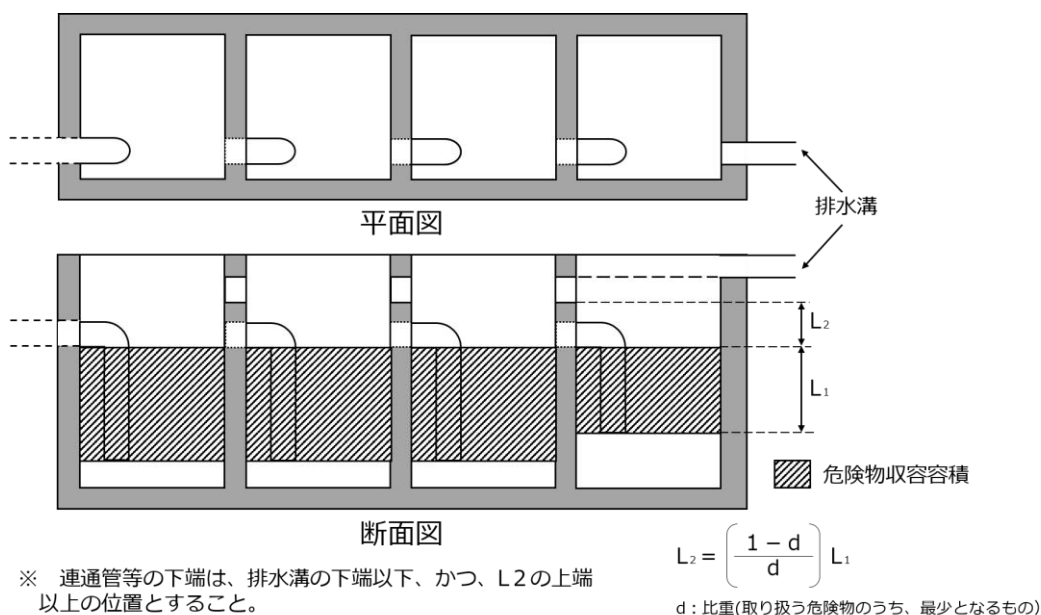
a 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。

b 降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。

(7) 「油分離装置」については、第2節 第1「製造所」8(5) 油分離槽によるほか、次によること。

ア 給油取扱所に設置する場合は、容量が4槽以上のものとする。◆

イ 油分離装置を複数設置する場合は原則として個々の油分離装置すべてが、告示第4条の51に示す収容能力を確保すること。ただし、固定給油設備等から漏えいした危険物が、複数の油分離装置に収容される装置を講じた場合はこの限りではない。



図第4-1-8

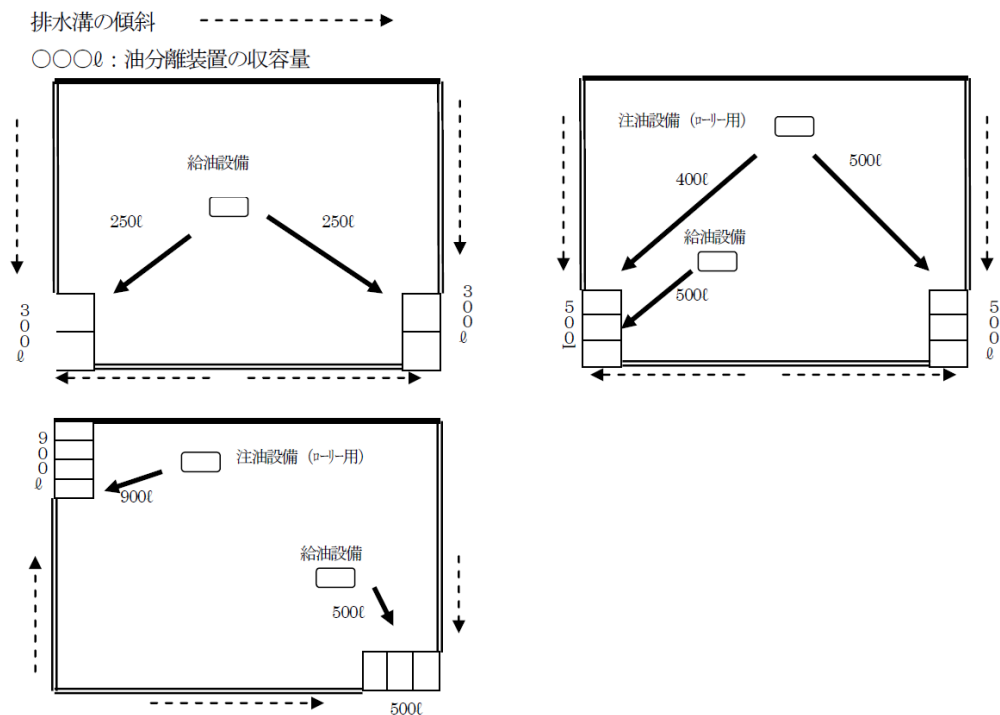
(8) 「排水溝」については、「製造所」の例によること。

(9) 給油空地と注油空地の排水溝及び油分離装置は、兼用することができる。

(H1.3.3 消防危第15号通知)

(10) 次の図に示す貯留設備の設置は、給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏えいした場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなく貯留設備に収容される基準を満たしていると考えて差し支えない。

(H18.9.19 消防危第191号質疑)



図第 4-1-9

5 標識及び掲示板

例	危険物給油取扱所 危険物保安監督者 貯蔵最大数量 180倍 福消太郎 危険物の品名 第一石油類 第四石油類 火気厳禁 給油中エンジン停止				
	文字	黒	黒	白	黒
色	地	白	白	赤	黄赤
大きさ	30cm 以上×60 cm以上				
その他	※危険物保安監督者は職名でもよい。				

※ 横書きとしても差し支えない。

6 専用タンク等

(1) 専用タンク及び廃油タンク等の設置については、次によること。

ア 給油取扱所の敷地外に専用タンクを設けることができる。(S42. 10. 23 自消丙予発第 88 号質疑)

イ 「廃油タンク等」とは、廃油タンク及び敷地内に設置された給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、家発電設備等に直接接続するタンクをいう。なお、専用タンクから敷地内に設置された給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラーへ灯油を供給することができる。

(S62. 4. 28 消防危第 38 号通知、S62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

ウ 廃油タンク等に潤滑油タンクは含まれない。また、ガソリン等と廃油を含む中仕切り専用タンクは、認められない。(S62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

エ 固定注油設備に接続するタンクは、専用タンク以外認められない。

(S62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

オ 地域指定が防火地域又は準防火地域に変更された場合、既設の簡易タンクは撤去しなければならない。(S35. 5. 14 国消乙予発第 31 号質疑)

カ 次の要件を全て満たす場合、固定注油設備に接続することができる簡易タンク貯蔵所を設置することができる。(H21. 11. 17 消防危第 204 号通知)

(ア) 屋外給油取扱所（航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。）であること。

(イ) 防火地域及び準防火地域以外の地域であること。

(ウ) 給油取扱所には、固定給油設備及び固定注油設備に接続する簡易タンクが、その取り扱う同一品質の危険物ごとに 1 個ずつ 3 個までであること。

(エ) 簡易タンクの容量は 600L 以下であること。

(オ) 簡易タンクの構造及び設備は、政令第 14 条第 4 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の構造及び設備の規定によること。

キ 過疎地の給油取扱所において、簡易タンク以外の地上に貯蔵タンクを設置する場合又は簡易タンクを設置する場合については、「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」(R3. 3. 30 消防危第 51 号)によること。

ク 過疎地の給油取扱所において、移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続して給油する場合については、「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」(R3. 3. 30 消防危第 51 号。以下「51 号通知」という。)によること。

なお、51 号通知の別添 2、2 (4)において、「給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐し監視を行うこと。移動タンク貯蔵所が敷地内に駐車している間は、作業員が常駐し監視を行うこと」とされているが、51 号通知の内容（別添 2、2 (4)を除く。）に加え、次の条件を全て満たす場合は、51 号通知の別添 2 における「同等以上の安全性」が確認できる場合として、作業員が常駐しないことができる。(R5. 11. 8 消防危第 316 号通知)

(ア) 給油取扱所の見やすい箇所に、作業員の所在、連絡先及び注意事項（火気の使用の制限、取扱い場所の管理等）を掲示するとともに、給油設備等は作業員以外の者が使用できない措置を講じること。

(イ) 作業員が速やかに駆け付け可能な体制を確保すること。

(ウ) 移動タンク貯蔵所が敷地内に駐車している間は、災害発生時の応急措置（危険物の流出防止、消火器による初期消火、二次災害の発生防止等）に備えること。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる内容が予防規程に定められていること。

(2) 「専用タンク及び廃油タンク等の位置、構造及び設備」については、「地下タンク貯蔵所」の例によるほか、次によること。

ア 専用タンク及びボイラーに直接接続するタンクの注入口については、次によること。◆

(ア) 注入口は、原則として専用タンクの直上部以外の場所に設けた注入口（以下「遠方注入口」という。）とし、給油取扱所の敷地内で給油に支障ない位置に設けること。

(イ) 遠方注入口は、火気使用場所から直近距離で 5m 以上の距離を保つこと。ただし、防火上安全な措置を講じる場合にあっては、この限りでない。

(ウ) 遠方注入口は、不燃材料で作った箱の中に納めるか、又は注入口の直下に囲いを設ける方法のいずれかにより危険物の漏れを防止すること。

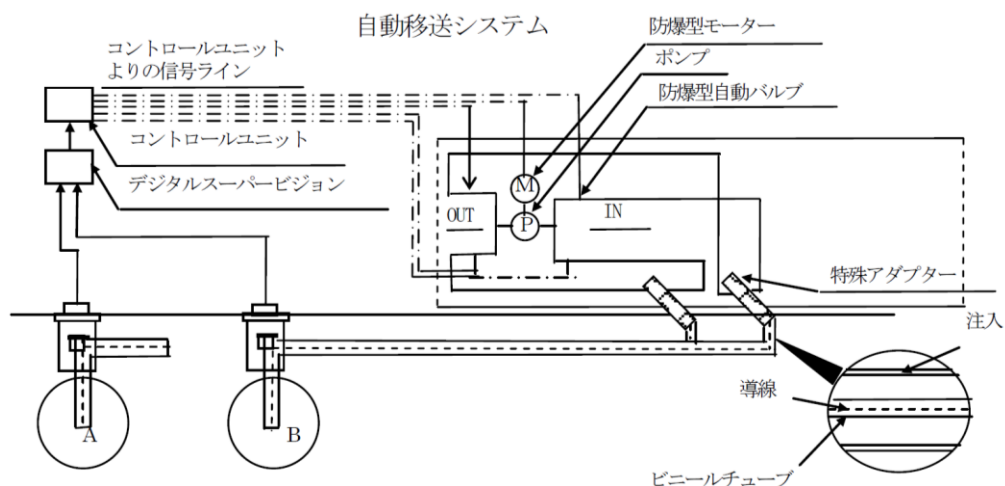
- (エ) 一箇所に二以上の遠方注入口を設ける場合は、注入口ごとにその取り扱う危険物の品名を見やすい方法で表示すること。
- (オ) 遠方注入口の直近に、接地抵抗値が $100\ \Omega$ 以下の導電端子（ローリーアース）を地盤面上 0.6 m 以上の高さに設けること。
- (カ) 遠方注入口を隣地境界線又は道路境界線に接して設ける場合は、防火塀を設ける等火災予防上必要な措置を講ずること。

イ 廃油タンクの注入口は、次によること。◆

- (ア) 注入口は、不燃材料で造った箱に納めるか又はバケット及びバルブを設けること。ただし、バケットを設けない場合は、注入口の直下に貯留設備を設けること。
- (イ) 注入口は、整備室内に設けることができる。
- (ウ) 当該タンクの吸上口は、移動タンク貯蔵所の給油ホースを緊結できる構造とすること。

ウ 次図のような複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため、液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置することができる。この場合、既設の専用タンクの注入管内に難燃性チューブ（接地導線入り）を用いることができる。

(H4.2.6 消防危第 13 号質疑)

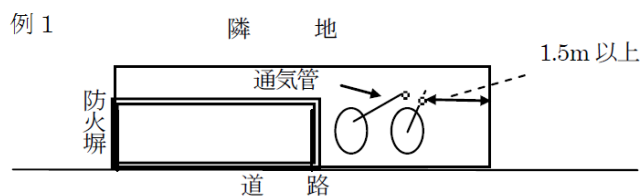


図第 4-1-10

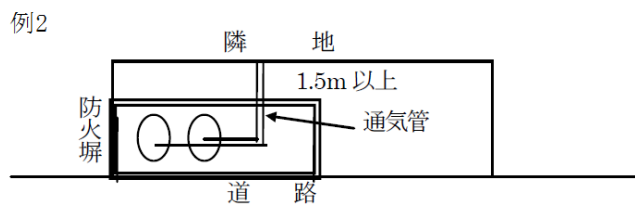
エ 専用タンクと屋外タンク貯蔵所等のタンクを配管によって連結することができるが、この場合注油中の危険物の量が常時確認できる装置を設ける等危険物の溢流防止措置をすること。

この場合において、屋外タンク貯蔵所等の注入口等を、給油取扱所の敷地内に設置することは認められない。（S51.7.12 消防危第 23-12 号質疑、S56.6.16 消防危第 70 号質疑）

オ 専用タンクに設ける通気管の敷地境界線からの離隔距離については、隣地との境界線からとする。（S62.9.9 消防危第 91 号質疑）



専用タンクを給油取扱所の敷地外に設ける場合



専用タンクを給油取扱所の敷地内に設ける場合

図第 4-1-11

カ 専用タンク又は廃油タンク等と簡易タンクを配管又はホースにより、結合することは認められない。(S41. 2. 3 自消丙予発第 15 号質疑)

キ 危険物を取り扱う配管として用いる合成樹脂製の管に次の保護措置が講じられている部分については、政令第 17 条第 1 項第 8 号イにおいてその例によるものとされる政令第 13 条第 1 項第 10 号においてその例によるものとされる政令第 9 条第 1 項第 21 号イの適用に当たり、地盤面上を走行する車両による活荷重が直接配管に加わらない構造のものとして、当該車両からの活荷重によって生ずる応力を考慮しなくてよい。(H30. 3. 29 消防危第 42 号)

(ア) 厚さ 15cm 以上の鉄筋コンクリート舗装下に設けられた、合成樹脂製の管を保護するためのコンクリート製又は鋼製の管等の保護構造物を設置する。

(イ) 保護構造物は、鉄筋コンクリート舗装を通じて、地盤面上を走行する 25 トン車の活荷重によって生ずる応力に対して、十分な強度を有し、変形等が生じない構造のものとする。

(ウ) 保護構造物と合成樹脂製の管との間は、合成樹脂製の管に応力が集中しないよう、山砂等の充填又は間隙を設ける。

(3) 「簡易タンクの構造及び設備」については、「簡易タンク貯蔵所」の例によること。

(4) 給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの単独荷卸しに必要な安全対策設備については、「給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について」(H17. 10. 26 消防危第 245 号通知。以下「245 号通知」という。)によること。

なお、245 号通知の第 2 (2) オにおいて、運送業者は、「運行管理者を常駐させ、単独荷卸しにおいて災害等が発生した場合に備えること」とされているが、245 号通知の内容 (第 2 (2) オを除く。)に加え、次の条件を全て満たす場合は、運行管理者が運送業者の事務所等に常駐しないことができる。(R5. 11. 20 消防危第 327 号質疑)

ア 次に掲げる体制が確保されていること。

(ア) 危険物保安監督者 (危険物保安監督者の選任義務のない給油取扱所等にあつては危険物取扱者) と運行管理者との連絡体制

(イ) 災害等発生時の応急措置 (消火器による初期消火、乾燥砂や油吸着剤等による漏えい拡大防止、消防機関等への通報、作業異常時の対応等) に係る運行管理者から乗務員への指示体制

イ 運行管理者が運送業者の事務所等に常駐しない場合におけるアの体制並びに連絡及び指示の方法について、予防規程又は単独荷卸し実施規程に定められていること。

7 固定給油設備等

固定給油設備及び固定注油設備 (以下「固定給油設備等」という。) の構造等は、次によること。

(H5. 9. 2 消防危第 68 号通知)

(1) ポンプ機器の構造

ア 一のポンプに複数の給油ホース等が接続されている場合には、各給油ホース等から吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。

イ ポンプ機器として油中ポンプを用いる場合は、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置（ホース機器の傾きを検知するもの。）によりポンプ機器の回路を遮断する方法等、ポンプ機器を停止する措置が講じられていること。なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれのないものである場合には、この限りでない。

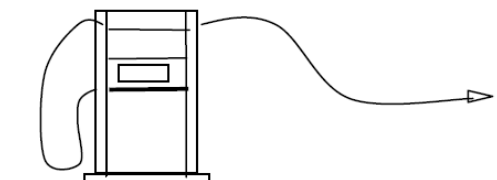
(2) ホース機器の構造

ア 過度の引張力が加わったときに離脱する安全継手又は給油若しくは注油を自動的に停止できる装置を設ける等、危険物の漏えいを防止する機能をもったものであること。この場合、安全継手は 200kgf 以下の荷重によって離脱するものであること。

イ 給油ホース等が地盤面に接触させない構造とは、ホース取出口を高い位置に設ける方法又はホースをバネで上部に上げる方法がホース機器本体に講じられているか、給油ホースにゴム製、プラスチック製等のリング、カバーが取り付けられ、又はプラスチックで被覆されているものであること。

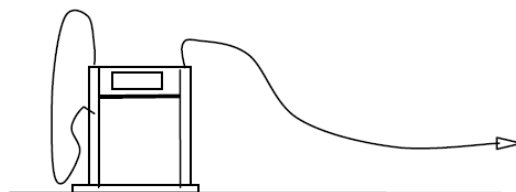
〔給油ホース等を接触させない機能〕

① ホース取出口を高い位置に設ける方法

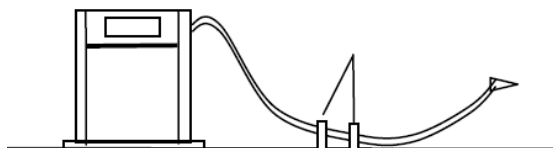


〔リング、カバーが取り付けられた給油ホース等〕

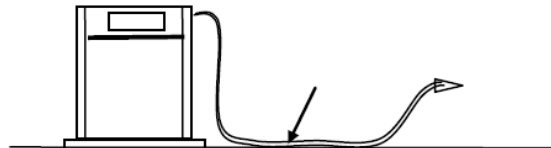
② ホースをバネで上部に上げる方法



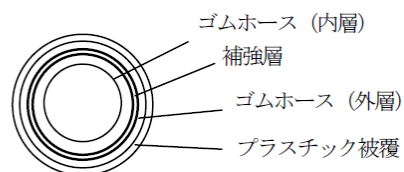
① リング



② カバー



プラスチックで被覆された給油ホース等の構造



図第 4-1-12

ウ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する 60L を超え 180L 以下のポンプに接続されている固定注油設備のホースは、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造、1 回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって 2,000L を超えない量であること。）以下に制限される構造等、注入時の危険物の漏れを防止する機能を有すること。

(3) 配管の構造

ア ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が、ポンプ吐出配管に設けられていること。ただし、配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる場合は、この限りでない。

イ 配管とは、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口

までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。また、ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合は、当該機器間を接続する配管は固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当するものであること。

(4) 外装の構造

ア 外装に用いる難燃性を有する材料とは、不燃材料及び準不燃材料並びに JIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が 26 以上となる高分子材料であること。ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができる。

イ 懸垂式給油ホース設備に FRP（ガラス繊維強化ポリエステル樹脂）を使用する場合は、次のこと。

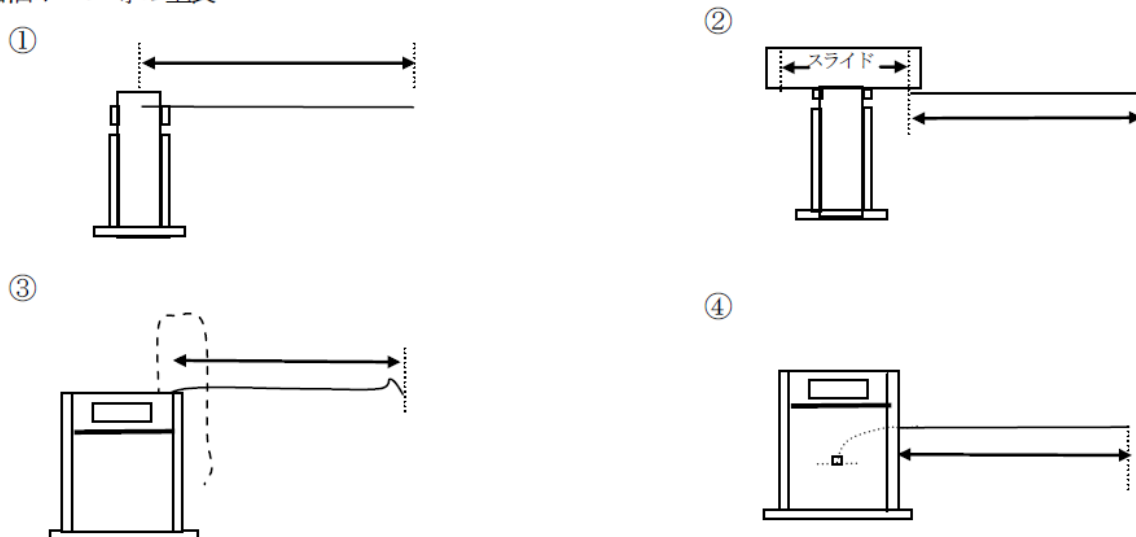
(ア) 使用する FRP は、難燃性を有するもの（JIS K 6911「熱硬化性プラスチック一般試験方法」の規格による不燃性相当品）であること。

(イ) FRP を使用する部分は、給油ホース設備のカバー及びホースリール、油量等の表示設備ケースであること。（S47.10.31 消防予第 174 号質疑、S49.9.12 消防予第 113 号質疑）

(5) ホースの全長

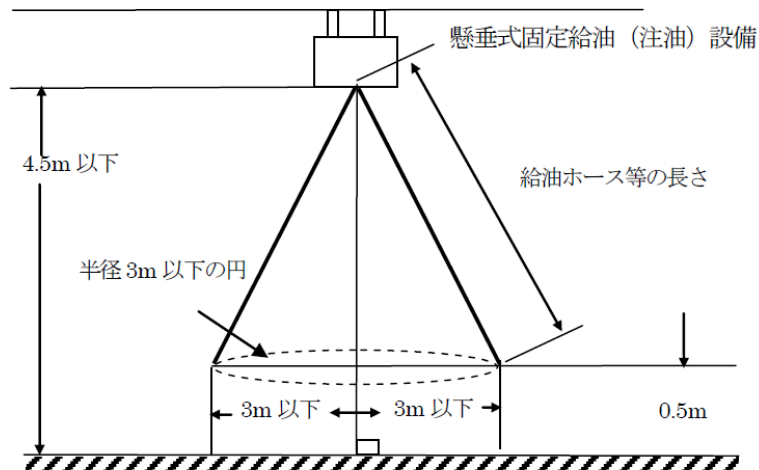
ア 固定給油設備等のうち、懸垂式以外のものの給油ホース等の全長は、原則として、給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいうものであること。

給油ホース等の全長



図第 4-1-13

イ 懸垂式固定給油設備等の給油ホース等の長さは、次図によること。◆



図第 4-1-14

(6) 静電気除去

ア 給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積された静電気を有効に除去するため、先端ノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1,000Ω 未満であること。

(H5.9.2 消防危第 68 号通知)

イ 給油管の先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置とは、電気良導体である線等でノズルとタンク部分又はノズルと大地を接続させる等の装置である。(S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑)

(7) 油種等の表示

ア 防火に関する表示は、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあっては、給油ホース機器の本体ケース）又は給油ホース等（ノズルの部分又はノズル直近の部分）の位置にガソリン、軽油、レギュラー又はハイオク等の油種名又は商品名を表示すること。(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

イ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用にのみ供する固定注油設備の注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。(H5.9.2 消防危第 68 号通知)

(8) 固定給油設備等の位置

ア 「道路境界線」、「敷地境界線」及び「建築物の壁」からの離隔距離は、固定給油設備等の中心点までの距離とする。ただし、懸垂式のもののうち注油管の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とする。(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

イ 建築物には、給油取扱所外の建築物も含まれる。また、敷地境界線とは、給油取扱所の境界ではなく、隣地、河川等の一般的に敷地境界線といわれる部分をいう。(S62.9.9 消防危第 91 号質疑)

ウ 建築物の開口部のない壁の範囲は、固定給油設備等の位置から水平距離 2m の範囲内に開口部がない場合とする。(S45.4.4 消防予第 60 号質疑)

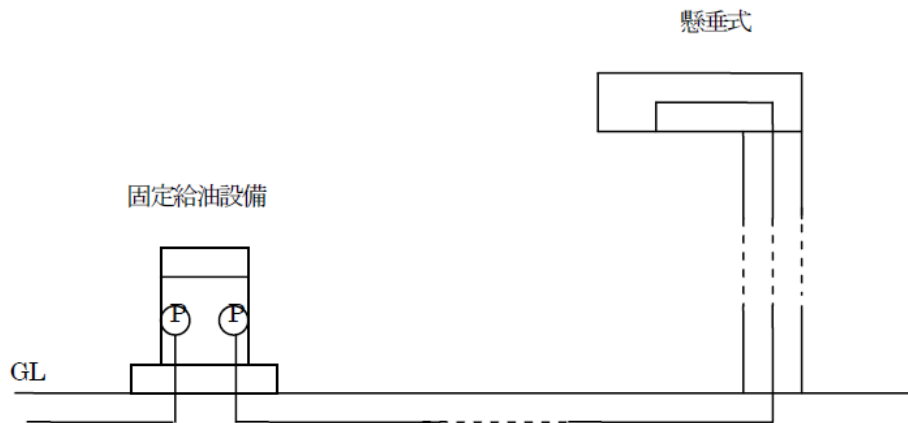
エ 建築物のはめ殺し窓とガラリは、開口部に該当する。(S45.4.4 消防予第 60 号質疑)

オ 二以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の離隔距離は、規制しないものとする。(S62.4.28 消防危第 38 号通知、S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑)

カ 地下貯蔵タンクの鉄筋コンクリートのふたの上部にアイランドを設け固定給油設備等を設置することができる。ただし、地下貯蔵タンクのマンホールプロテクタ、点検口、検知管のある場所は除くものとする。(S58.12.2 消防危第 128 号質疑)

(9) 懸垂式の固定給油設備等

- 懸垂式の固定給油設備等に設ける緊急停止装置は、次によること。(H1. 3. 3 消防危第 15 号通知)
- ア 設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とすること。
- イ 当該装置の操作部を設ける場合は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外側等見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等をする事。
- ウ 一の固定給油設備の内部に複数のポンプ機器を設け、その内のひとつを懸垂式ホース機器と配管で結び固定注油設備とすることは認められない。(H4. 2. 6 消防危第 13 号質疑)



図第 4-1-15

- エ 懸垂式給油ホース設備で、取り出し口が移動するものを設置することができる。
(S49. 9. 12 消防予第 113 号質疑)
- (10) その他
- ア メーター指示部とノズルホース部が回転する固定給油設備を設置することができる。
(S50. 7. 22 消防予第 64 号質疑)
- イ KHK の型式試験確認証を貼付した固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、構造に関する技術基準に適合しているものと認められるものである。(S63. 5. 30 消防危第 74 号通知)
- ウ 規則第 25 条の 2 第 5 号に規定する「可燃性蒸気が流入しない構造」については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」(H13. 3. 30 消防危第 43 号通知) によること。
- エ 規則第 25 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号においてポンプ室の出入口を給油空地に面することとしているのは、事務所等への可燃性の蒸気の流入を防止し火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はない。(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

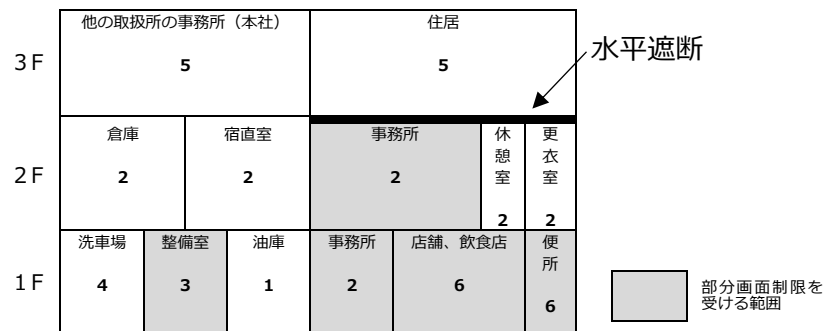
8 建築物の用途

- (1) 規則第 25 条の 4 第 2 項で規定する面積の算定に係る部分は、以下によること。◆
- ア 壁又は床で区画された部分を対象とする。(係員のみが出入りするものを除く。)
- イ 規則第 25 条の 4 第 1 項第 2 号（給油取扱所の業務を行うための事務所）に該当するもの。
事務所等（更衣室、休憩室、倉庫、廊下、洗面所、会議室、応接室等のように機能的に従属する部分は、それぞれの用途に含む。）
(S62. 4. 28 消防危第 38 号通知、H6. 3. 11 消防危第 21 号通知)
- ウ 規則第 25 条の 4 第 1 項第 3 号（自動車等の点検・整備を行う作業場）に該当するもの。
整備室等（コンプレッサー室のコンプレッサーを、点検整備を行う作業場で用いる場合にあっては、当該コンプレッサー室も含む。）(H6. 7. 29 消防危第 66 号質疑)
- ただし、係員同伴での顧客の作業場への一時的な出入りであって、顧客に対して、安全上必要な注意事項を作業場に掲示する場合を除く。(H13. 11. 21 消防危第 127 号通知)

エ ポンプ室、油庫及びコンプレッサー室は除くものとする。(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

ただし、コンプレッサー室のコンプレッサー又は油庫等を、規則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる用途に用いる場合にあっては、当該用途に係る部分に含むものとする。

(S62. 6. 17 消防危第 60 号質疑、H6. 7. 29 消防危第 66 号質疑)



建築物の面積制限の例図 (注 太字の数字は適用される号の例)

図第 4-1-16

9 建築物の構造等

(1) 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えの作業場の上屋は、次によること。

ア 支柱は、自動車等の給油又は出入りに支障のない位置であること。◆

イ 上屋は、地震力及び風圧力による影響を考慮して、安全上支障のない構造であること。◆

ウ 給油取扱所の屋根（キャノピー）に、不燃材料として国土交通大臣の認定を受けた不燃性シートを用いても差し支えない。(H4. 2. 6 消防危第 13 号質疑)

エ 給油取扱所の上屋（キャノピー）に採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、政令第 23 条の規定を適用し認めて差し支えない。

(H13. 3. 16 消防危第 33 号通知)

(ア) 地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取り付け部が耐震性を有していること。

(イ) 火災等に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。

(ウ) 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。

(エ) ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。

(2) 給油取扱所に設ける建築物の内部構造等については、次によること。

ア 1 階の各室相互間には、耐火構造又は不燃材料で造った間仕切壁を設けること。ただし、事務室及び販売室を共用する場合は、間仕切壁を設けないことができる。また、次の(ア)又は(イ)の間仕切壁については、準不燃材料又は、難燃材料を使用することができる。

(H9. 3. 26 消防危第 31 号通知)

(ア) 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁

(イ) 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

イ アの間仕切壁に設ける開口部には、防火設備を設けること。ただし、便所、浴室、シャワー室及び休憩室等で防火上支障ないと認められる開口部については、この限りでない。◆

ウ 整備室と機械室、事務室間に設ける防火戸は、自動閉鎖式のものとする。

(S51. 11. 16 消防危第 92 号質疑)

エ 自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場で自動車等の出入口に戸を設ける場合、不燃材料でさしつかえない。(S62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

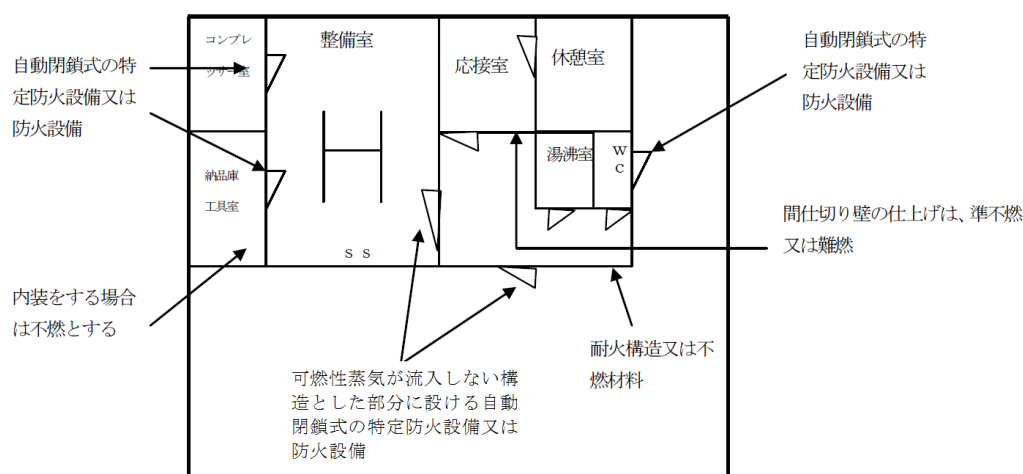
オ 可燃性蒸気の滞留するおそれのない場所(事務所等)の出入口は、防火設備の基準に適合する片引きの自動ドアとすることができる。

(S43. 6. 3 消防予第 155 号質疑、S62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

カ 規則第 40 条の 3 の 6 第 2 項第 1 号中「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の 2 階」とは、建築物の 2 階から直接敷地外に通ずる屋外階段より避難することができる場合のほか、屋内階段で一旦 1 階に下りてから直接敷地外に通ずる出入口(自動閉鎖式の特定防火設備)より避難することができる場合についても、これに該当する。

(H31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

〔建築物の内部構造等例〕



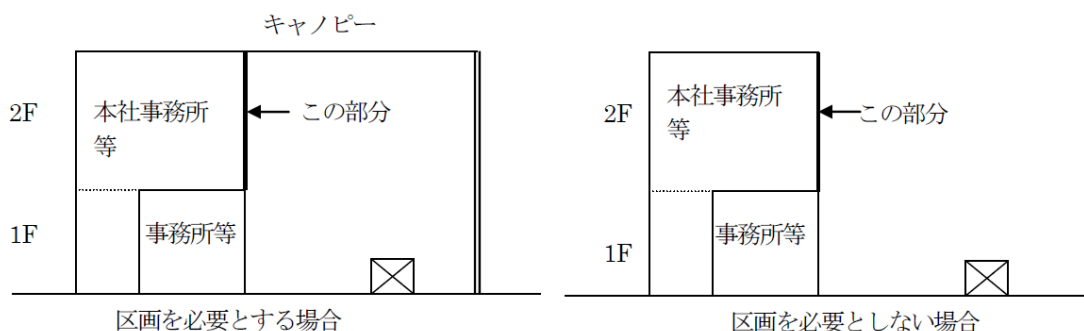
図第 4-1-17

(3) 他の給油取扱所の業務を行うための事務所との区画については、次のとおりとする。

ア 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は給油取扱所の敷地外から出入りできる位置に設けること。(S62. 4. 28 消防危第 38 号通知)

イ 本社事務所等との区画には、避難口として必要最小限の開口部であっても設置することは認められない。(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

ウ 建築物内の 2 階本社事務所等で、2 階の壁部分について区画しないことができる。ただし、キャンノピーと接続されている部分にあっては、この限りでない。(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)



図第 4-1-18

(4) 車椅子使用者に対する利便性のために、事務所等の犬走り等にスロープを設置する場合には次の

要件を満足するものとする。(H9.3.14 消防危第26号通知)

ア スロープの最下部から最上部までの高さが15cm以上であること。

なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が15cm以上となるところまでをスロープとみなす。

イ スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。

ウ スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

- (5) 事務所の出入口に自動ドアを設ける場合、規則第25条の4第5項第1号の構造を有する引分けドアの使用を認めても差し支えない。

(S43.6.3 消防予第155号質疑、S62.6.17 消防危第60号質疑、H17.12.19 消防危第295号質疑)

- (6) 一の給油取扱所内に、規則第25条の4第1項第1号の2定める用途に供する建築物（給油取扱所の業務を行うための事務所）のほか、同項各号の用途に供される建築物を設ける場合、全ての建築物の床面積の合計が、同条第2項の規定に従い、300㎡を超えないものであればよい。

(H31.4.19 消防危第81号質疑)

10 自動車等が出入りする側

政令第17条第1項第19号に規定する「自動車等が出入りする側」については、次によること。

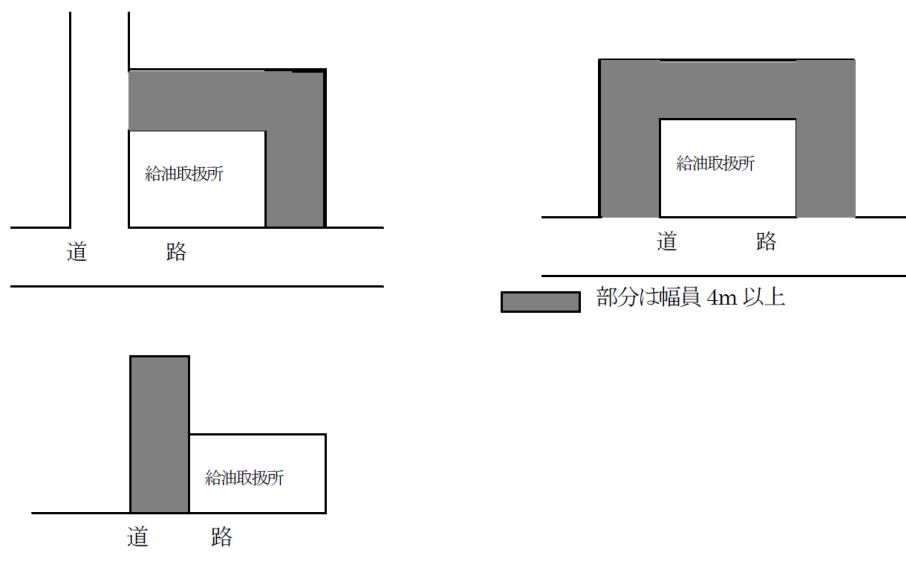
- (1) 自動車等の出入りする側とは、幅員がおおむね4m以上の規則第1条第1項第1号に規定する道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側とする。

(S44.4.4 消防予第90号質疑、S51.11.16 消防危第94号質疑)

- (2) 4m以上の公衆用道路として登記されている私道は、規則第1条第1項第1号二に規定する道路に該当する。(S61.5.29 消防危第57号質疑)

- (3) 次図に示す部分が、現に道路としての形態を有し、一般交通の用に供され自動車等の通行が可能な場合は塀又は壁（以下「防火塀等」という。）を設けないことができる。

(H9.3.25 消防危第27号質疑、H10.10.13 消防危第90号質疑)



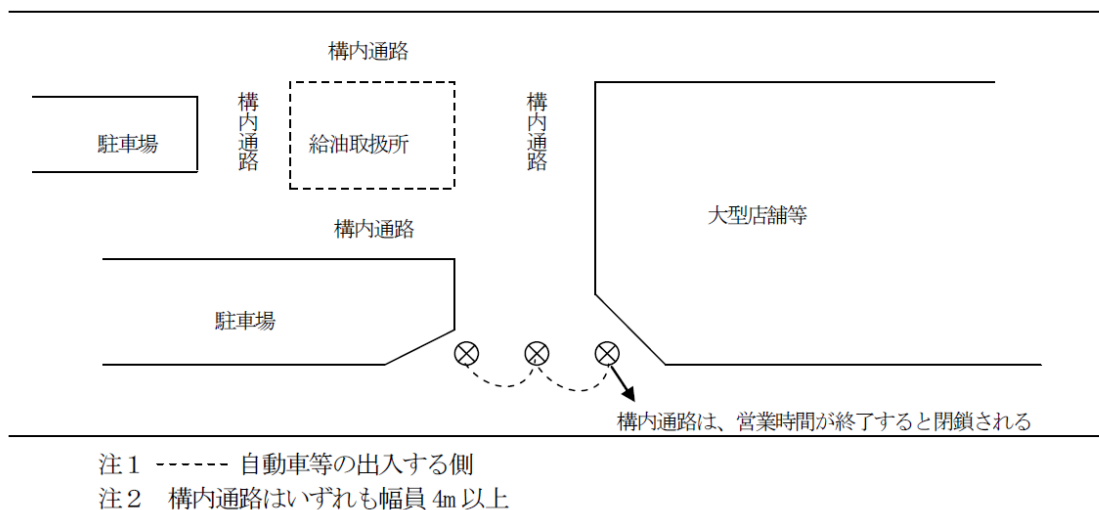
図第4-1-19

- (4) 前(3)の道路を設けた場合、その道路が駐車場等でないことを明確にするため「駐車禁止」等の表示をすること。◆

- (5) 下図のような大型店舗等の駐車場内に設置される給油取扱所は、周囲が構内通路に面しており、これら周囲についていずれも自動車等の出入する側とみなして差し支えない。

なお、構内通路は、給油取扱所及び駐車場利用者の自動車の通行の用に供するためのものであり、

給油取扱所周囲の構内通路部分において駐停車させることはない。また、大型店舗等と給油取扱所の営業時間は同じであり、閉店の際には構内通路は閉鎖される。(H17. 12. 19 消防危第 295 号質疑)



図第 4-1-20

- (6) 給油取扱所に面する道路が、規則第 1 条第 1 項第 1 号ニの規定に適合するものである場合には、当該道路が縁石やさく等で区画されていなくても、「自動車等の出入りする側」として防火塀を設けなくてもよい。なお、当該道路が袋小路や私道の場合についても同様である。

(H31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

11 防火塀等

- (1) 防火塀等には、原則として開口部を設けないこと。ただし、次に掲げる開口部にあっては、この限りでない。

ア 隣地が自己所有地であり、かつ、関係者が自動車を乗り入れするための必要最小限の特定防火設備（使用時以外は、閉鎖しておく。）(S37. 4. 20 自消丙予発第 47 号質疑)

イ 敷地外へ直接通じる連絡用（避難用）で必要最小限の自動閉鎖式の特定防火設備 (S62. 6. 17 消防危第 60 号質疑)

- (2) 給油取扱所に設ける建築物の外壁を防火塀等として兼用することができる。

(S37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

- (3) 接する道路が改修され、周囲の地盤面が高くなった場合についても、2m以上とすること。

(S39. 5. 29 自消丙予発第 47 号質疑)

- (4) 防火塀等に、隣接する液化石油ガス貯蔵施設への専用通路を設けることはできない。

(S43. 4. 16 消防予第 114 号質疑)

- (5) 防火塀等の開口部 (H18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

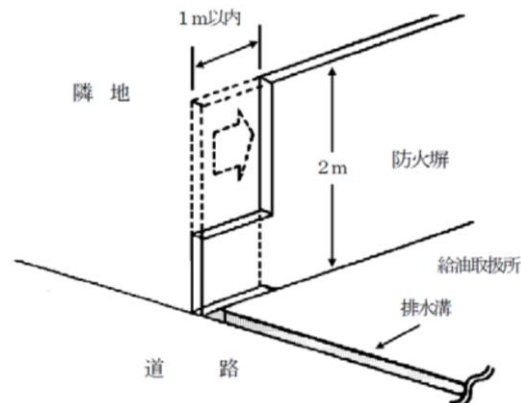
ア 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が告示で定める式を満たすものであること。この場合において、告示で定める式を満たすかどうか判断する際、網入りガラス等有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。

イ 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて告示で定める式を満たすこと。

- (6) 防火塀等の切欠き (H30. 3. 29 消防危第 42 号質疑)

給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等については、視認性

確保のため、周囲の状況等から判断して延焼危険性が低い場合、政令第 23 条を適用し、政令第 17 条第 1 項第 19 号に規定されている塀又は壁が規則第 25 条の 4 の 2 第 2 号を満たす場合は、道路境界線から 1m 以内に限り、切欠きを設けてよい。



図第 4-1-21

- (7) 輻射熱の計算方法を「石油コンビナートの防災アセスメント指針参考資料 2 災害現象解析モデルの一例 4. 火災・爆発モデル」に掲げる方法により算出して差し支えない。

(H18. 5. 10 消防危第 113 号通知)

- (8) 火災の輻射熱を求める計算をする場合、次のとおりとして差し支えない。

(H18. 9. 19 消防危第 191 号質疑)

ア 給油中、注油中の火災

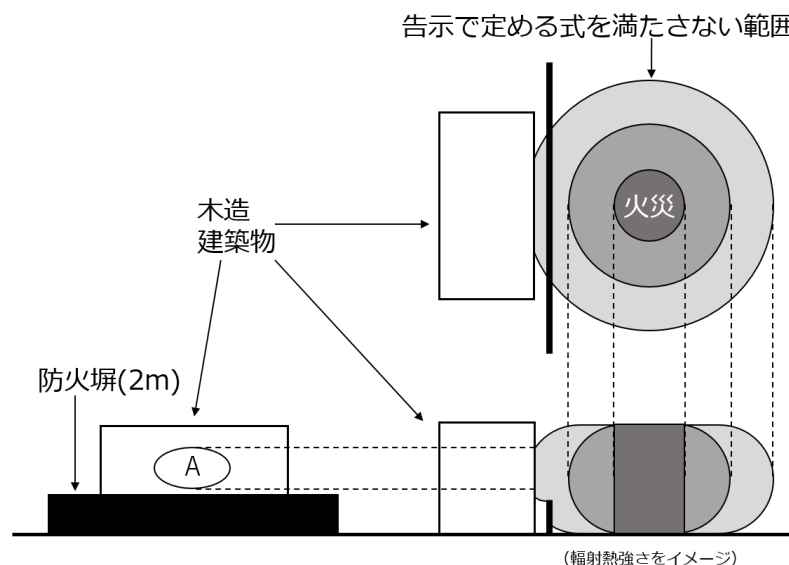
過去の事故事例等を踏まえ、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を 10 分間として計算する。

イ 荷卸し中の火災

漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。

- (9) 防火塀等が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し又は近接する建築物が木造の場合で次の図の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、次の図の建築物の外壁のうち A の部分について輻射熱が告示第 4 条の 52 第 3 項で定める式を満たすための措置が必要な部分となる。

(H18. 9. 19 消防危第 191 号質疑)



図第 4-1-22

(10) 火災想定をする際に、次の場所を火災の範囲として輻射熱を求めても差し支えない。

(H18.9.19 消防危第 191 号質疑)

ア 固定給油設備における火災想定

車両給油口の直下を中心とした円

イ 固定注油設備における火災想定

(ア) 容器に詰め替える場合

詰め替える容器を置く場所を中心とした円

(イ) 移動貯蔵タンク等に注入する場合

注入する移動貯蔵タンク等の駐車場所の中央を中心とした円

ウ 注入口における火災想定

移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円

(11) 防火塀等に告示で定める輻射熱の式を満たす措置を講じた部分は、申請書等に図示すること。

また、防火塀等に「はめごろし戸」を設ける場合にあっては、図面に対象となる「はめごろし戸」の設置位置を図示するとともに、輻射熱の低減性能を見込んだ網入りガラス等を設ける場合には、当該性能を証明する書類を添付すること。(H18.5.10 消防危第 113 号通知)

(12) 防火塀への看板の設置は差し支えないが、塀の上部への設置は、塀の防火上の機能に支障が生じるものであってはならない。(S63.7.26 消防危第 91 号質疑)

12 ポンプ室等

(1) 「ポンプ室等」については、次によること。

ア 油庫、整備室を含むものとする。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

イ 自動車等の点検・整備を行う作業場であって三方が壁に囲まれた部分は、整備室とする。

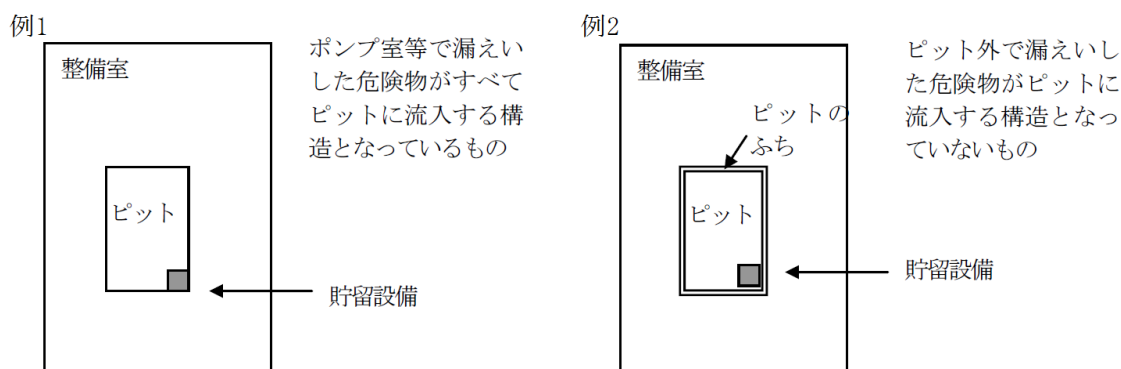
(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

(2) ポンプ室等の床に設ける貯留設備は、ためますのほか油分離装置等が該当する。

(H18.5.10 消防危第 113 号通知)

(3) 「貯留設備」については、次によること。

ア ピット内に貯留設備を設ける場合、ポンプ室等で漏えいした危険物がすべてピットに流入する構造となっているものは、ポンプ室等に貯留設備が設けられたものと認められる。(例 2 は認められない。)(H2.3.31 消防危第 28 号質疑)



図第 4-1-23

イ 貯留設備でためますの場合は、原則として排出口のない集水ますとするが、作業工程上必要な場合にあっては止水弁を設け油分離槽へ排出すること。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

(4) 「採光設備」については、「製造所」の例によること。

(5) 「換気設備等」については、第 2 節 第 1 「製造所」 7 換気設備等によること。

なお、「可燃性蒸気を屋外に排出する設備」にいう「屋外に」とは、給油空地に面した部分を含むものであること。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

13 電気設備

(1) 電気設備については、第 2 節 第 1「製造所」13 電気設備によること。

(2) 携帯用電子機器 (H30.8.20 消防危第 154 号)

ア 給油空地等で使用する携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は下記のいずれかの規格に適合するものとする。

(ア) 国際電気標準会議規格 (IEC) 60950-1

(イ) 日本産業規格 (JIS) C 6950-1 (情報技術機器—安全性—第 1 部：一般要求事項)

(ウ) 国際電気標準会議規格 (IEC) 62368-1

(エ) 日本産業規格 (JIS) C 62368-1 (オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項)

参考： IEC 60950-1 は、電氣的な事務機器及び関連機器を含み、主電源又は電池で動作する、定格電圧が 600V 以下の情報技術機器の安全性について規定する国際規格であり、火災の危険性、機器に触れることのできる操作者等に対する感電又は傷害の危険性を減らすための要求事項を規定している。そして、当該規格に基づき、JIS C 6950-1 が策定されている。

また、IEC 62368-1 及び JIS C 62368-1 は、IEC 60950-1 及び JIS C 6950-1 と同様の安全性を規定した規格であり、将来的に置き換わることが予定されているが、円滑な移行の観点から、現在は併存して用いられている。

なお、現在の JIS C 62368-1 では、JIS C 6950-1 に適合するコンポーネント及び部分組立品は、追加評価なく JIS C 62368-1 の適用範囲とする機器の一部として認められている。

イ 給油空地等における携帯型電子機器の使用は、業務上必要な範囲において、以下の点に留意して行うこと。

(ア) 携帯型電子機器の落下防止措置を講ずること (肩掛け紐付きカバー等)。

(イ) 危険物の取扱作業中の者が同時に携帯型電子機器の操作を行わないこと。

(ウ) 火災や危険物の流出事故が発生した場合は、直ちに当該機器の使用を中止し、安全が確認されるまでの間、当該機器を使用しないこと。

ウ 次の (ア) から (ウ) に掲げる事項について、予防規程の添付書類等で明らかにすること。この場合において、上記アに示す規格への適合性を確認するため、予防規程の認可の申請の際に、使用する携帯型電子機器の仕様書等を申請書に添付させること。

(ア) 携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護措置

(イ) 携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制

(ウ) 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置 (危険物の規制に関する規則 (昭和 34 年総理府令第 55 号) 第 60 条の 2 第 1 項第 11 号関係)

(3) 電子決済端末 (R3.2.22 消防危第 20 号質疑)

給油取扱所において使用する電子決済端末の技術上の基準については、次によること。

ア 可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備又は固定注油設備の管理区域 (非危険場所) 内に固定して設置するもので、非接触型 IC カードや携帯電話などの電子機器に表示した二次元バーコードの情報を読み取る機能を有するもの。

イ 電子決済方式用電子機器は、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」(平成13年3月30日付け消防危第43号)別添に基づき、可燃性蒸気が流入するおそれがない範囲で設置すること。

ウ 顧客が所有する二次元バーコードを表示した携帯電話などの電子機器の落下防止措置として、電子決済方式用電子機器の近傍において、画面、音声(画面や音声等準備期間中のステッカー代替を含む)等により落下しないよう注意喚起を行うこと。

- (4) 非常用発電機を設置する場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所であって、車両の動線を考慮して支障のない場所であれば、直接地盤面や犬走りに設置して差し支えない。

(H31.4.19 消防危第81号質疑)

14 附随設備

- (1) 附随設備は、給油空地、注油空地、専用タンク上部及び、廃油タンク上部以外の場所に設置すること。(S62.4.28 消防危第38号通知)

- (2) 規則第25条の5第2項第1号に規定する「自動車等の洗浄を行う設備」については、次によること。

ア 門型洗車機の離隔距離は、可動範囲までの距離とすること。(S62.4.28 消防危第38号通知)

イ 自動洗車機(レールを含む。)は、給油空地及び地下タンク上部に設置しないものとする。

(S58.11.15 消防危第117号質疑)

ウ 洗車用温水ボイラーを設置することができる。なお、当該ボイラーに接続する地下貯蔵タンクは、専用タンク又は廃油タンク等として規制される。(S45.6.29 消防予第135号質疑)

エ 熱風器を附属する洗車設備の設置は、認められない。(S47.2.10 消防予第54号質疑)

オ 洗車排水処理循環装置を設置する場合は、次によること。(S52.4.5 消防危第61号質疑)

(ア) 漏水するおそれのない構造であること。

(イ) 電気設備は、防爆構造であること。

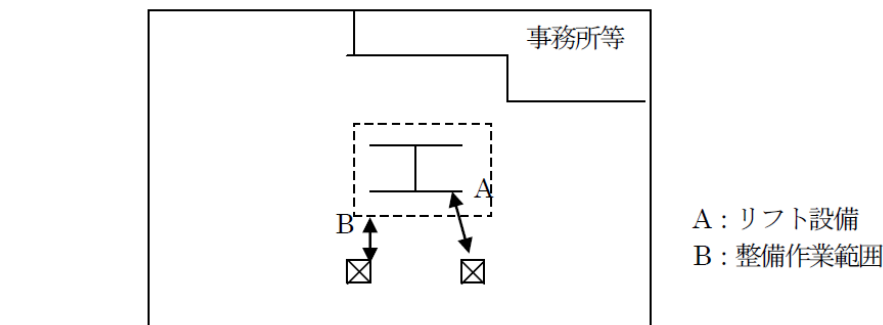
(ウ) 給油業務に支障がない場所に設置すること。

(エ) 転倒することがないように堅固に固定すること。

- (3) 規則第25条の5第2項第2号に規定する「自動車等の点検・整備を行う設備」については、次によること。

ア 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト(油圧式・電動式)、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバランサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等とする。(S62.4.28 消防危第38号通知)

イ 屋外の整備用リフトからの離隔距離は、整備作業範囲からではなくリフト設備の最端部(下図A)からとする。(H1.5.10 消防危第44号質疑)



図第4-1-24

ウ オートリフト、オイルチェンジャー又はウォールタンク等の危険物を取り扱う設備は、次によること。(S62.4.28 消防危第38号通知)

- (ア) 危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるものとする。

危険物を収納する部分の容量	板厚
40L 以下	1.0mm 以上
40L を超え 100L 以下	1.2mm 以上
100L を超え 250L 以下	1.6mm 以上
250L を超えるもの	2.0mm 以上

- (イ) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

- (ウ) ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。

エ サービス用設備を設置する場合は、次によること。(S57.7.27 消防危第 78 号質疑)

- (ア) サービス用設備の取付け位置及び当該サービス設備を使用するために駐車する車両の位置は、給油業務に支障がない場所で、かつ、地下の専用タンク又は簡易タンクへの注油に支障のない場所とすること。

- (イ) サービス用設備でオイルチェンジャーを組み込まないものは、客にセルフサービスで使用するができるが、この場合には、車両の駐車位置を床面に明示するとともに車止め等により接触防止措置を講ずること。

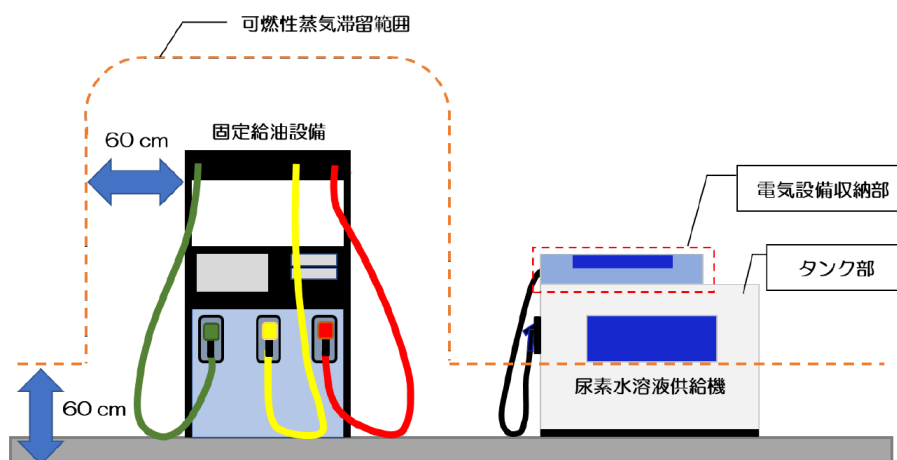
- (4) 規則第 25 条の 5 第 3 項に規定する「危険物の数量の総和」については、容器内にある危険物（灯油を含む。）の数量の合計を常時指定数量未満とするとともに、附随設備等に収納されている危険物の数量の合計を常時指定数量未満とする必要があること。(S62.4.28 消防危第 38 号通知)

- (5) 自動車の板金業務は、自動車等の点検・整備に該当する。なお、板金業務に伴い火花を発するおそれのある場合は、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのない場所で行うなど火気管理を徹底すること。(H31.4.19 消防危第 81 号質疑)

- (6) 尿素水溶液供給機(R6.2.29 消防危第 40 号通知)

ア ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。

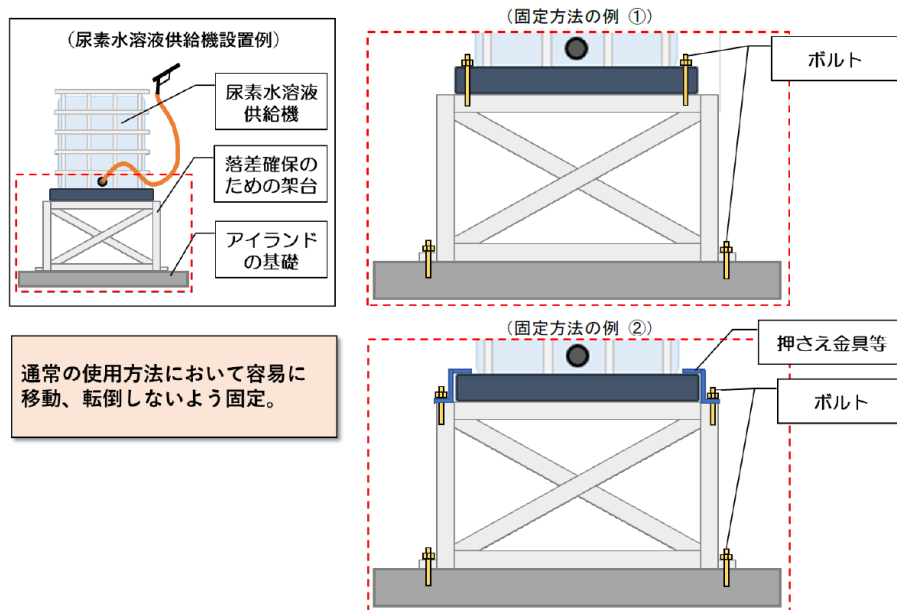
〔尿素水溶液供給機（電動ポンプにより払い出すタイプ）の設置例〕



図第 4-1-25

イ プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講ずること。

〔尿素水溶液供給機（重力により払い出すタイプ）の設置例〕



図第 4-1-26

(7) 急速充電設備については、次によること。(R6.2.29 消防危第 40 号通知)

ア 次の(ア)から(ウ)以外の場所は、規則第 25 条の 5 第 2 項第 5 号イ(1)の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと。

(ア) 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向 6m までで、基礎又は地盤面からの高さ 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の周囲 60cm までの範囲

(イ) 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあつては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向 6m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向 60cm までで、地盤面までの範囲

(ウ) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5m までの範囲

イ 次の(ア)から(カ)以外の場所は、規則第 25 条の 5 第 2 項第 5 号ハただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと。

(ア) 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、基礎又は地盤面からの高さ 60cm までの範囲

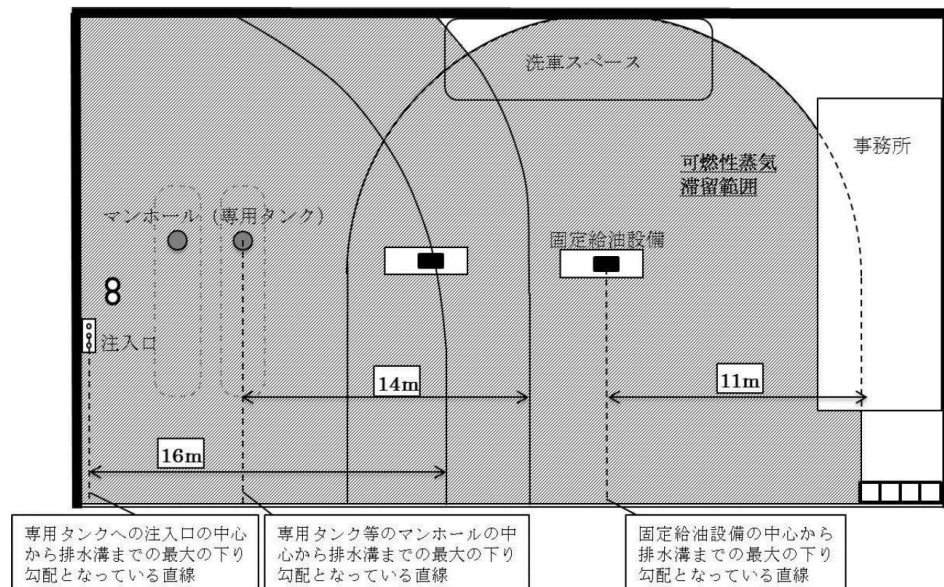
(イ) 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向 60cm までで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲

(ウ) 専用タンク等のマンホールを中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 14m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲

(エ) 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 16m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲

(オ) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5m までの範囲

(カ) 屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）の敷地の範囲



※屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）は、敷地全てを斜線部分として取り扱う。

図第 4-1-27

ウ 急速充電設備の適切な監視、緊急遮断装置の操作方法等について、従業員への教育を徹底すること。

15 附随設備以外の設備

(1) 給油に支障がないと認められる範囲に限り設けることができる附随設備以外の設備については、次のとおりとする。

ア 省力機器等

(ア) 必要最小限のコンピューター端末機（POS 用カードリーダー等）及びクイックサービス用ユニットの設備は、空地内のアイランド上及び犬走りに設けることができる。

（S62. 4. 28 消防危 38 号通知、S62. 6. 17 消防危第 60 号質疑）

(イ) コンピューター端末機の設置に伴うカードリーダー部のボックスを設置することができる。ただし、当該ボックスの構造については、政令第 17 条第 1 項第 17 号の基準に適合するものであること。（S55. 11. 21 消防危第 141 号質疑、S56. 5. 9 消防危第 58 号質疑）

(ウ) 懸垂式計量器の給油ノズルで、磁気カードリーダーを附属するものは、防爆及び防滴構造とすること。（S56. 5. 9 消防危第 59 号質疑）

イ 看板類

（S44. 5. 23 消防予第 168 号質疑、S45. 8. 4 消防予第 160 号質疑、S45. 11. 21 消防予第 231 号質疑、S47. 1. 12 消防予第 30 号質疑、S47. 2. 10 消防予第 55 号質疑、H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑、H10. 10. 13 消防危第 90 号質疑、H31. 4. 19 消防危第 81 号質疑）

(ア) 給油業務に支障のない範囲の内容に限定すること。

(イ) 幕、布等は、防災処理を施したものとする。

(ウ) 材料については、原則として不燃材料によるものとするが、設置場所に応じて次のとおりとすることができる。

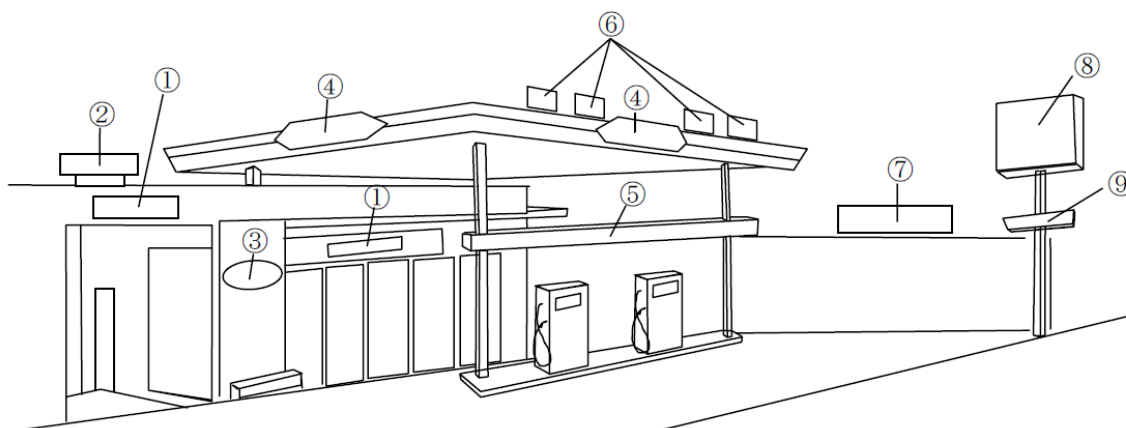
a 防火塀等の表面及び上部に設置するものは、不燃材料とするが、広告面には、紙等による掲示をすることができる。

b 事務所等の建築物の外壁に設置するものは、難燃材料とすることができる。

c キャノピーと固定給油設備の架台との中間部分の天井型式の雨よけの先端に設置するものは、難燃材料とすることができる。

- d キャノピーの前面に設置するものは、難燃材料とすることができる。
 - e 事務所等の建築物の屋根上に設置するものは、不燃材料及び難燃材料以外（アクリル樹脂等可燃性樹脂板）とすることができる。
 - f サインポールに設ける照明部分の透光性材料は、不燃材料及び難燃材料以外とすることができる。
- (エ) 看板の大きさ、取付け位置については、給油業務や自動車の通行に支障のない範囲とすること。

〔看板類の設置例〕



- 1 ①、③、④、⑤は、不燃材料又は難燃材料とすること。
- 2 ②、⑥は、不燃材料及び難燃材料以外とすることができる。
- 3 ⑧、⑨は、透光性の部分に限り不燃材料及び難燃材料以外とすることができる。
- 4 ⑦は、不燃材料とすること。
- 5 難燃性を有する合成樹脂材料は、JIS K 6911 の A 法による自消性のもの等である。

図第 4-1-28

ウ 花壇、池 (S46. 4. 23 消防予第 65 号質疑)

エ 暖房用ボイラー

建築物内の地下に設置することができる。この場合、防火区画とするとともに、出入口を特定防火設備とすること。(S37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

オ 太陽ヒーター (S56. 8. 14 消防危第 103 号質疑)

- (ア) 太陽ヒーターは、事務所等の建築物の屋根上に設けるとともに、懸垂式固定給油設備の上屋に設置する場合は、給油配管等の点検に支障がない位置とすること。
 - (イ) 事務所等の建築物の屋根は、太陽ヒーターの重量に対し、十分安全な構造であること。
 - (ウ) 貯湯型給湯器、ソーラーポンプ又は補助熱源を設ける場合にあつては、事務所内とすること。
- カ 内燃機関による自家発電設備、変電設備及び廃タイヤの集積所等（下記(イ)のみ適用）を給油取扱所内に設ける場合には次によること。(H4. 2. 6 消防危第 13 号質疑)

- (ア) 常用電源の一部として使用するものであり、1 日の危険物の消費量は指定数量未満であること。
- (イ) 高さ 2m 以上のブロック塀等で区画すること。なお、出入口を設ける場合は、自動閉鎖式の特定防火設備とし、その敷居の高さは 15cm 以上とすること。

キ ロードヒーティング (S40. 10. 12 自消丙予発第 157 号質疑、S42. 7. 25 自消丙予発第 55 号質疑)

- (ア) ケーブルは、自動車等の荷重に十分耐えられるように設置すること。
- (イ) ケーブルには、漏電電流を感知できる装置を設けるとともに、当該装置の受信機は、常時人

がいる場所に設けること。

(ウ) ケーブルには、設定温度以上とならないための自動温度調整装置を設けること。

(エ) 地下貯蔵タンク及び配管の上面に設置しないこと。ただし、次によりヒーティングケーブルを設置する場合は、この限りでない。

a 埋設位置は、地盤面下 100mm とする。

b 地下貯蔵タンクのマンホール、排水溝、油分離装置の外端より水平距離 200mm 以上離れた位置とする。

(オ) 電気火災警報機を設置すること。

(カ) 配線の絶縁抵抗値を測定し、各電線路ごとに $0.2\text{M}\Omega$ 以上とすること。

(キ) ケーブルの絶縁抵抗は、年 2 回以上測定すること。

ク コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵する LPG バルク貯槽（1t 未満）を給油取扱所の敷地内に設置する場合は、次に掲げる事項を満足すること。なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しない。（H10. 10. 13 消防危第 90 号質疑）

(ア) LPG バルク貯槽及び附属設備（以下「LPG バルク貯槽等」という。）は、給油空地以外に設置すること。

(イ) LPG バルク貯槽は、地下設置とすること。ただし、地下タンクの注入口から 8m 以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。

(ウ) LPG バルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講じること。

(エ) LPG バルク貯槽等に係るガス配管は、(ア) によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。

(オ) LPG タンクローリーの停車位置は、上記(ア)、(イ)（ただし書き以降）によることとし、その場所を明示すること。

(カ) 予防規程の中に LPG タンクローリーからの受入中の安全対策について定めること。

ケ 販売目的のタイヤを展示するガレージ（鉄骨・鉄板製で、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの）を、給油行為等に支障のない場所に設置し、開放して展示販売することができる。（H10. 10. 13 消防危第 90 号質疑）

(2) 次に掲げる設備は、設置することができない。

ア 高電圧利用による電撃殺虫器（S43. 7. 31 消防予第 180 号質疑）

16 屋内給油取扱所

(1) 「給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積等」の算定は、次によること。

ア 水平投影面積の算定にあたっては、建築物の庇、はり、屋外階段、上階のオーバーハング部分又はトラス等を面積に算入するものとする。なお、はり及びトラス等については、これらの本体部分の面積のみ算入するものとし、上屋の吹抜け部分は、算入しない。

（H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑）

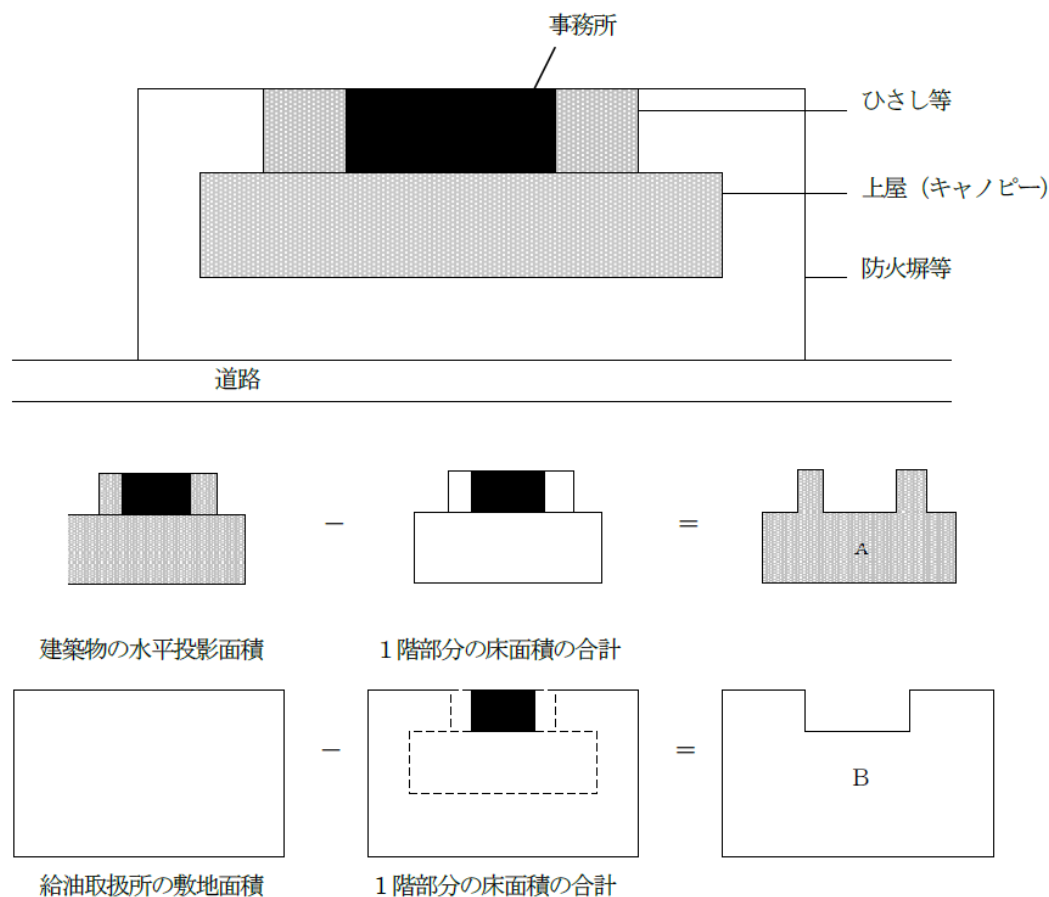
イ 床面積は、床又は壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定する。

ウ 床面積の合計は、規則第 25 条の 4 第 1 号から第 5 号までに定める用途の床又は壁で区画された 1 階の部分に限るもので、ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等も含むものである。

（H6. 3. 11 消防危第 21 号通知）

エ 給油取扱所の敷地面積は、防火塀等（建築物の壁が防火塀等を兼ねる場合も含む。）の外側又は、道路境界線から算定する。◆

オ 屋内給油取扱所の算定については、次の例によること。



図第 4-1-29

$$S = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積 (A)}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積 (B)}}$$

$S > 1/3$ の場合は、屋内給油取扱所に該当する。

(2) 規則第 25 条の 6 に規定する「火災の予防上安全安全と認めらるもの」については、次の全ての事項を満たすものであること。

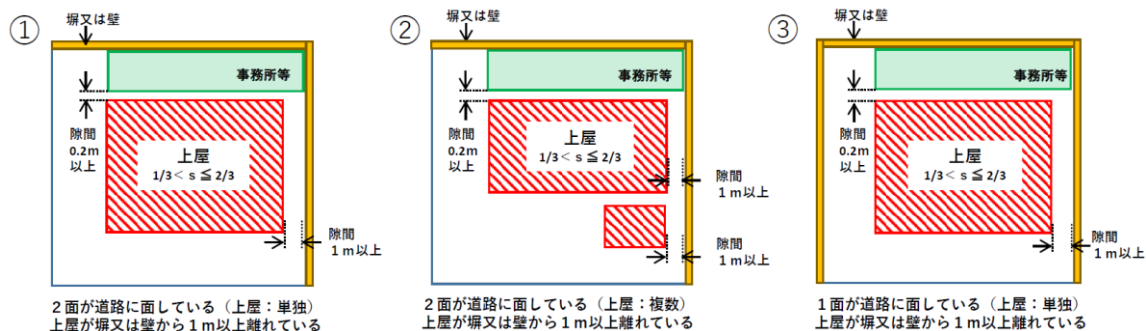
(R3. 7. 21 消防危第 172 号通知)

ア 道路に 1 面以上面している給油取扱所であって、その上屋 (キャノピー) と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で 0.2m 以上の隙間があり、かつ、上屋 (キャノピー) と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で 1m 以上の隙間が確保されていること。

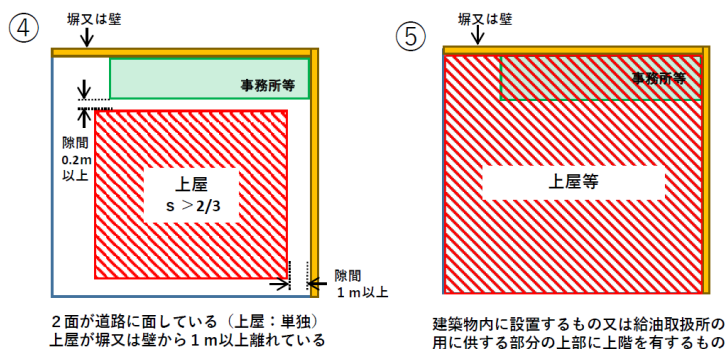
イ 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

【認められる例】

$1/3 < s \leq 2/3$ かつ 上屋の周りに隙間あり かつ 敷地形状が複雑でない



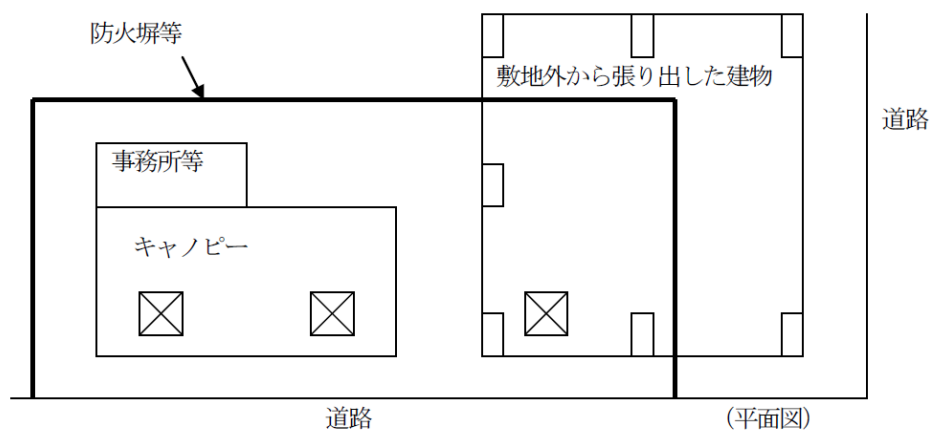
【認められない例】

 $s > 2/3$ 又は 建築物内に設置するもの 又は 給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するもの

図第 4-1-30

- (3) 1階をピロティーとし、敷地外から張り出した次図のような耐火構造の建築物を設けることができるが、第2項第11号に規定する上部に上階を有する屋内給油取扱所として規制される。

(H1.5.10 消防危第44号質疑)



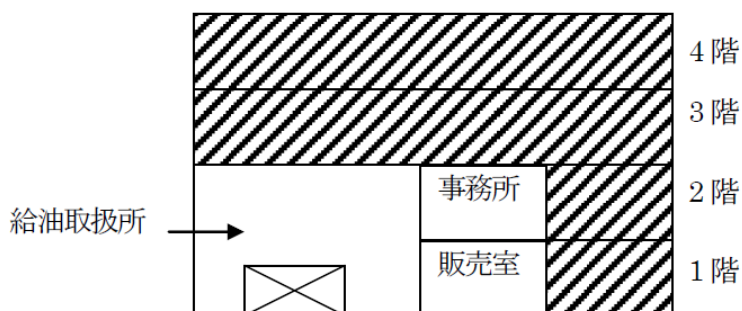
図第 4-1-31

17 屋内給油取扱所の建築物

- (1) 上屋（柱、はり等は耐火構造）の中に、給油取扱所の事務所その他の建築物を上屋の躯体とは独立して設ける場合であっても、耐火構造とすること。（S62.9.9 消防危第91号質疑）
- (2) 施行令別表第1(6)項に掲げる用途制限のうち、事務所等の診察室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものとする。（H1.3.3 消防危第15号通知）
- (3) 規則第25条の7に規定する「屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分」については、次によること。

ア 当該本店事務所等を給油取扱所の用に供する部分の範囲に含めるかあるいは他用途部分とするかについては、申請者において選択してさしつかえない。（H1.3.3 消防危第15号通知）

イ 次図のような例の場合、斜線部分とする。（H1.5.10 消防危第44号質疑）



図第 4-1-32

- (4) 規則第 25 条の 7 に規定する「火災を自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備」については、警報設備の例によること。
- (5) 屋内給油取扱所に地階を設ける場合は、階段等の出入口を事務所等の中に設けて可燃性の蒸気の滞留を防止する措置を講じること。(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

18 通気管・安全装置

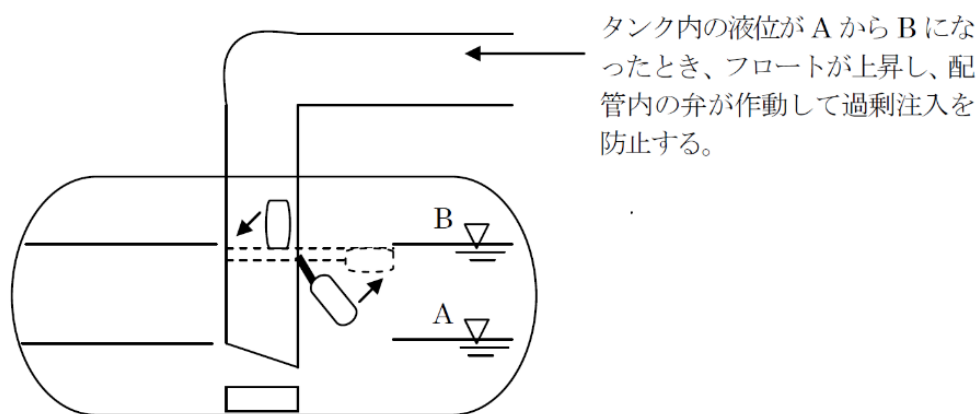
- (1) 通気管は、その立ち上がり部分が空地内になく、避難上支障がなければ、政令第 17 条第 2 項第 9 号に規定する「通風及び避難のための空地」内に設置することができる。(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)
- (2) 規則第 20 条第 3 項第 2 号に規定する「溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたもの」については、資料 2「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用」によること。
- (3) 規則第 20 条第 5 項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のよい自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。(H1. 3. 3 消防危第 15 号通知)
- (4) 通気管の先端は、上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通しても差し支えないが、貫通部については、埋め戻し等の措置を講ずること。(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)
- (5) 政令第 13 条第 1 項第 8 号の 2 に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」について、数基の専用タンクの表示を一の表示窓で行う場合は、各タンクごとの液量が明確に区別して表示されるものであれば認められる。(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)

19 過剰注入防止装置

- (1) 政令第 17 条第 2 項第 4 号に規定する「過剰な注入を自動的に防止する設備」は、次図に示すフロート式及び液面計連動型遮断弁方式等とする。

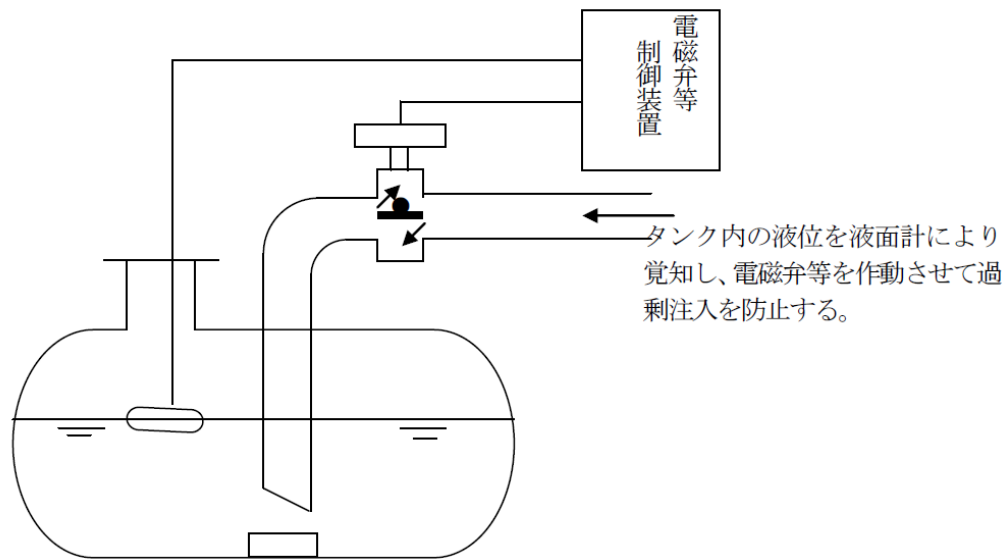
ア フロート式（専用タンクの容量以下に設定された量（設定量）の危険物が注入された場合にタンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの。）

(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)



図第 4-1-33

イ 液面計連動型遮断弁方式（設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機構を有するもの。）（H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑）



図第 4-1-34

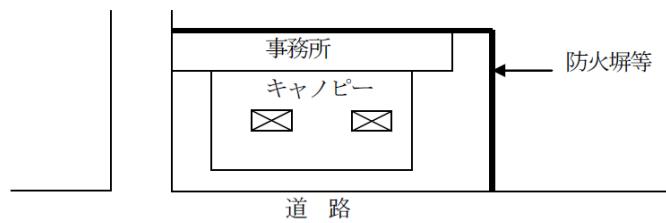
20 他用途との区画

給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の用途に供する上屋等が、防火塀等に近接（水平距離でおおむね 1m 未満）して設けられる場合にあっては、当該防火塀等を上屋等まで立ち上げ、一体とすること。（H1. 3. 3 消防危第 15 号通知、H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑）

21 二方開放

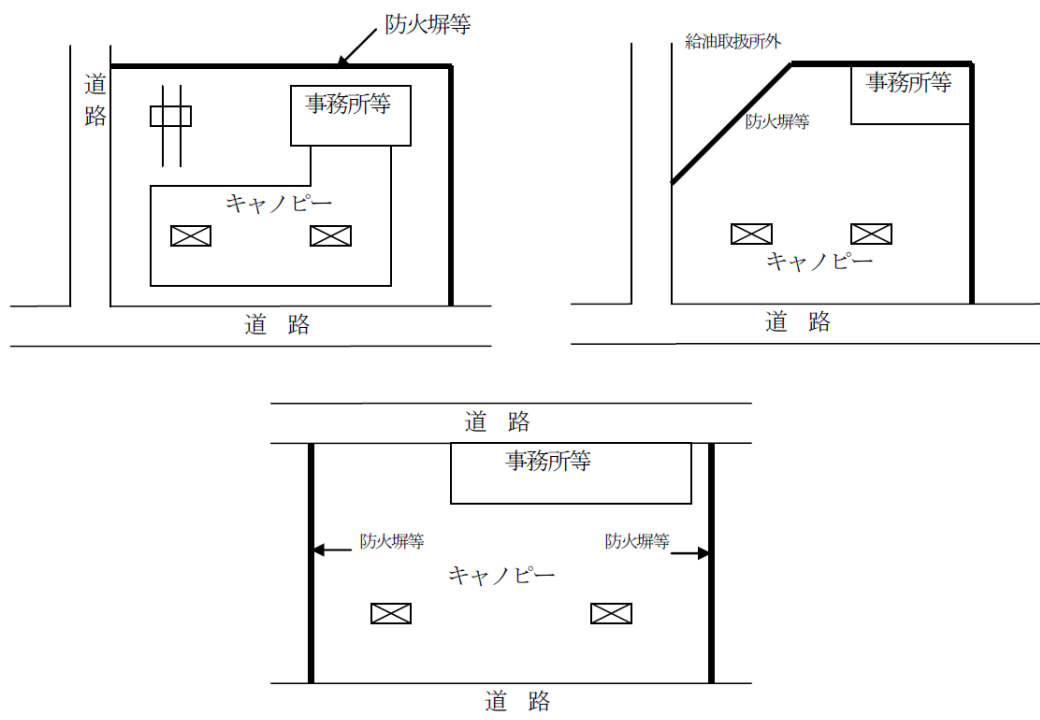
(1) 屋内給油取扱所の用に供する部分の 1 階の二方について、自動車等の出入りする側又は通風及び避難のための空地に面するとともに、壁を設けない場合（以下「二方開放」という。）とは、次図の例によること。（H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑）

ア 二方開放と認められる場合



図第 4-1-35

イ 二方開放と認められない場合



図第 4-1-36

(2) 二方開放における通風及び避難のための空地については、次によること。

ア 特別の措置を講ずる必要はないが、自動車等が出入りするために供することはできない。

また、原則として工作物をはじめ一切の物品の存置及び車両の駐停車は認められない。

(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

イ 屋外の場所とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所とする。

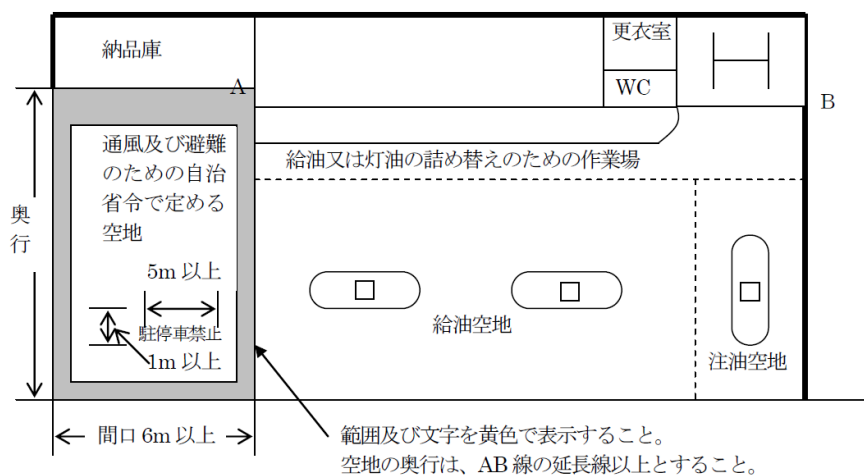
(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

ウ 避難上支障となる構造（段差を設ける等）としないこと。また、舗装せず、又はアスファルト舗装とする場合は、漏れた危険物が当該空地へ流入しないような構造とすること。

(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

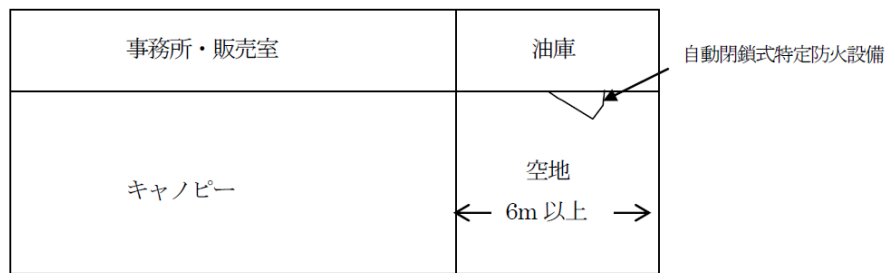
エ 専用タンクを埋設することができる。ただし、当該空地内で移動タンクからの注入を行うことはできない。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

オ 空地に面する防火塀等の上方又は側面に看板を設置する場合は、当該空地内に張り出さないこと。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)



図第 4-1-37

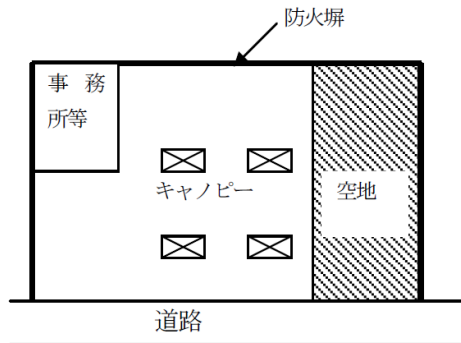
カ 当該油庫の空地に面する側の壁に設ける出入口を自動閉鎖式のものとした場合、奥行に係る規定については、適用しないものとする。(H2.5.22 消防危第 57 号質疑)



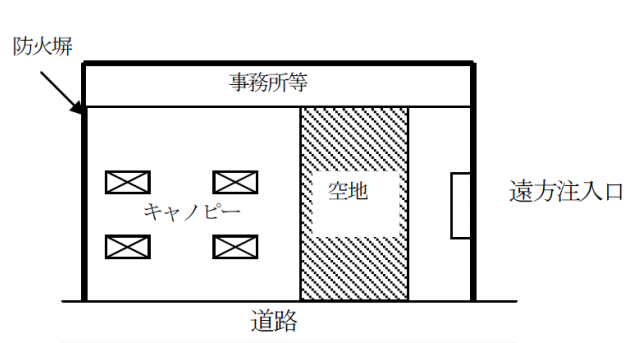
図第 4-1-38

キ 空地として認められる場合は、次図の例によること。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

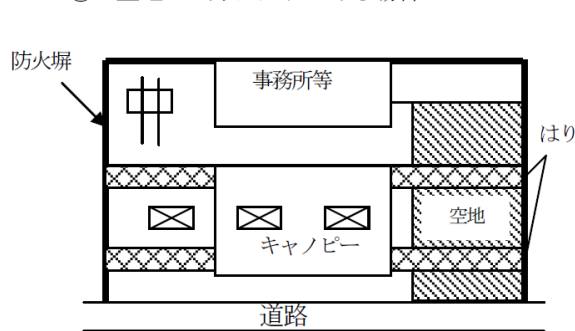
① 事務所等と接していない場合



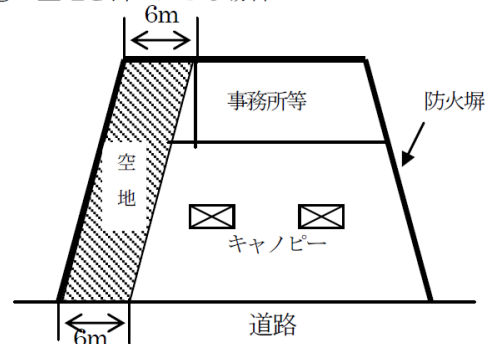
② 避難空地を給油取扱所の端にとらない場合



③ 空地の上方にはりがある場合



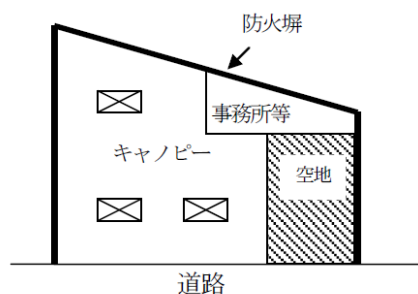
④ 空地を斜めにとる場合



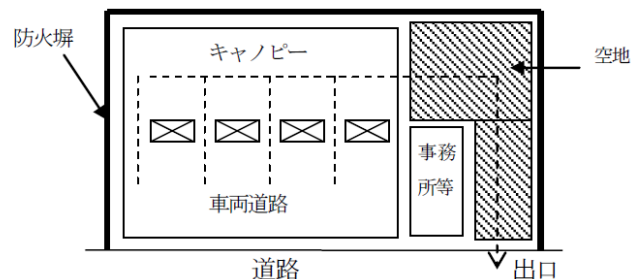
図第 4-1-39

ク 空地として認められない場合は、次図の例によること。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

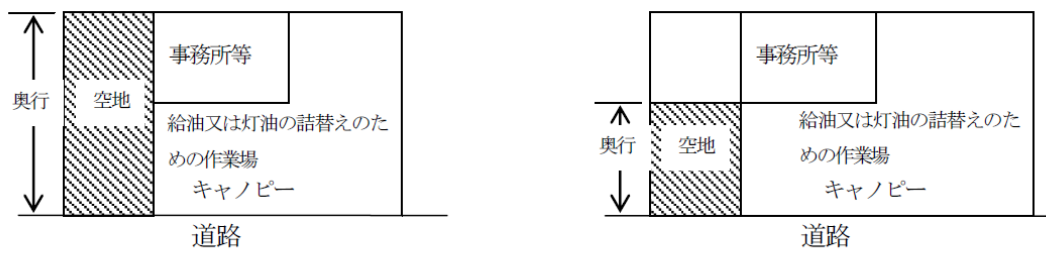
避難空地と認められない例



給油又は灯油の詰替えのための作業場の奥行きに満たない場合



建築物の裏及び横に空地をとる場合



給油又は灯油の詰替えのための作業場の奥行きに満たない場合

図第 4-1-40

(3) 一方のみが開放されている屋内給油取扱所において講ずる措置については、次によること。

ア 規則第 25 条の 9 第 1 号イに規定する「敷地外に直接通ずる避難口」

(ア) 原則として給油取扱所以外の用途部分を通ることなく直接避難できること。

(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

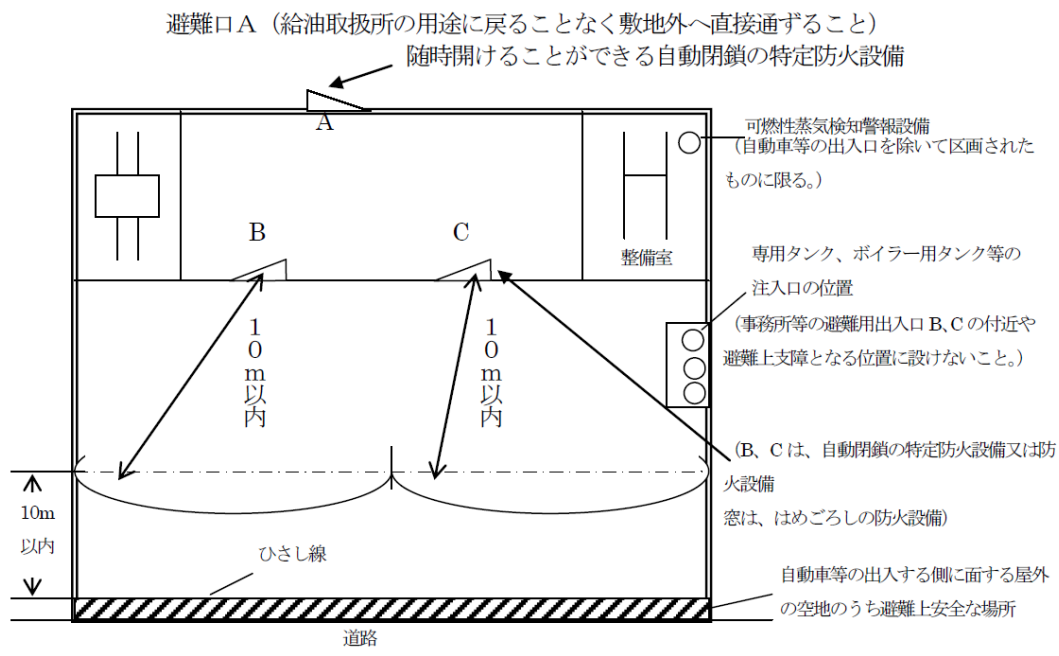
(イ) 第三者が所有する敷地外の空地に通ずる場合にあっては、避難のための空地が常時確保されていること。また、第三者が所有する敷地外の建物を通行しなければ安全な場所へ避難できない場合であっても、常時避難が可能であれば認められる。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

(ウ) 防火塀等（建築物の壁体を兼ねるものを除く。）に設けた避難口は、「敷地外に直接通じる避難口」として認められない。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

(エ) 設置数は、必要最小限度とする。

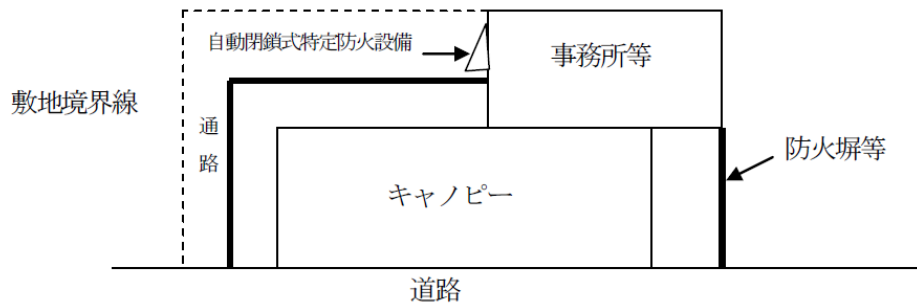
(S62.6.17 消防危第 60 号質疑、H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

(オ) 設置の対象とされる場所は、規則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の 2 から第 4 号までの用途に供する部分をいう。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)



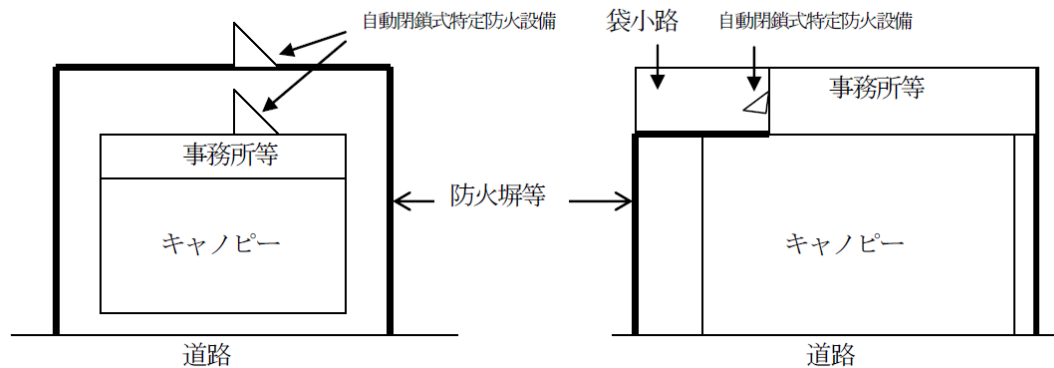
図第 4-1-41

〔給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口として認められる場合〕



図第 4-1-42

〔給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口として認められない場合〕



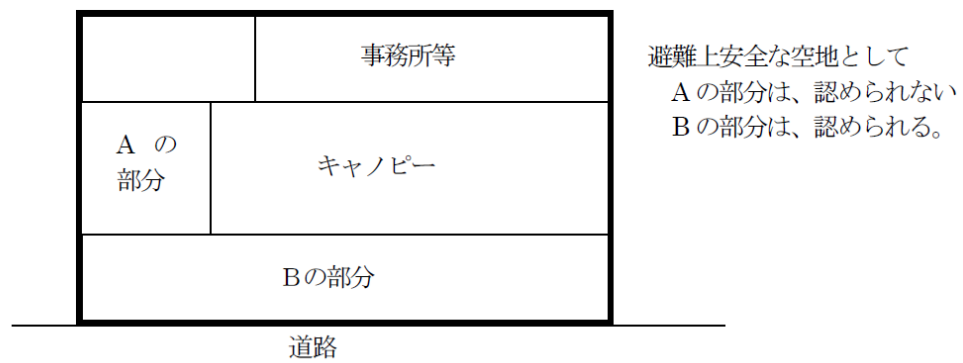
図第 4-1-43

イ 規則第 25 条の 9 第 1 号ロに規定する「自動車の出入する側に面する屋外の空地のうち避難上安全な場所」

(ア) 「屋外の空地」は、給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地（一切の建築物の設けられていない場所）をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合にあっては、道路境界線をいうものである。

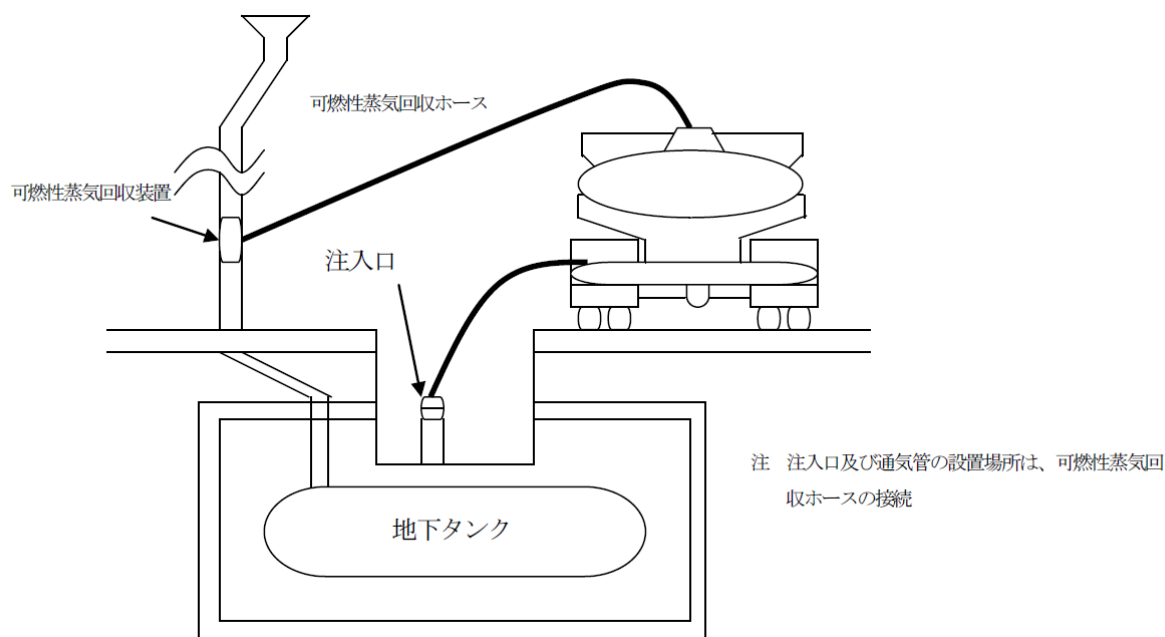
(H1. 3. 3 消防危第 15 号通知)

(イ) 「避難上安全な場所」は、次図の例のとおりとする。(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)



図第 4-1-44

- (ウ) 規則第 25 条の 9 第 3 号に規定する「可燃性の蒸気を回収する設備」は、次図の例によること。



図第 4-1-45

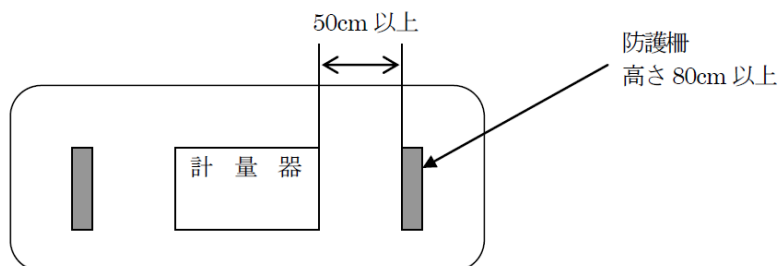
- エ 自動車の出入口を除いて床及び壁によって区画された自動車等の点検・整備室並びにポンプ室の内部には、規則第 25 条の 9 第 4 号に規定する「可燃性の蒸気を検知する」ための次に掲げる警報設備を設置すること。

(H1.3.3 消防危第 15 号通知、H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

- (ア) 警報測定値は、設置場所における周囲の雰囲気温度において、おおむね爆発限界の 4 分の 1 以下の値であること。
- (イ) 防爆性能を有すること。
- (ウ) 警報を発した後は、濃度が変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。
- (エ) 警報設備の取付け位置は、おおむね地盤面から 15cm 以下の可燃性の蒸気を有効に検知できる位置とすること。

(オ) 受信機の取付け場所及び警報音の発する区域は、常時従業員等がいる事務所等とすること。

- オ 規則第 25 条の 9 第 5 号に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」は、固定給油設備等を懸垂式のものとするか、又は地上式固定給油設備等の周囲に次図のような有効な高さを有する保護柵等を設けるものとすること。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

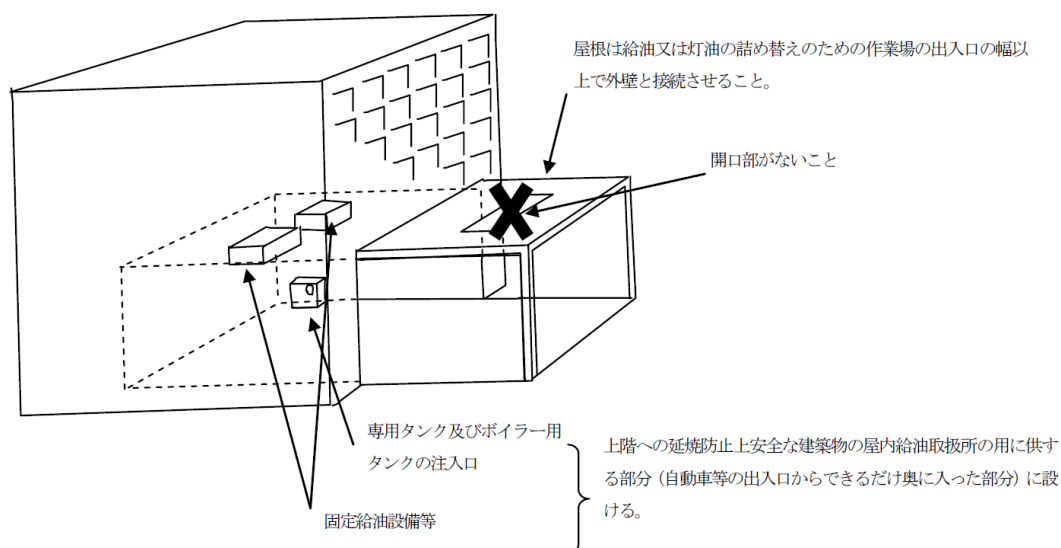


図第 4-1-46

22 上部に上階を有するもの

- (1) 規則第 25 条の 10 第 1 号に規定する「上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に

供する部分」とは、自動車等の出入口からできるだけ奥に入った部分とする。又上階への延焼防止上有効な屋根とは、給油又は注油のため作業場の出入口の幅以上で外壁を接続し、当該屋根には、採光用の窓等の開口部がないものであること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)



図第 4-1-47

(2) 規則第 25 条の 10 第 2 号に規定する「危険物の漏えい範囲を局限化するための設備及び漏れた危険物を収容する設備」は、次によること

ア 漏えい局限化設備は、給油空地及び注油空地以外の場所に設けること。また、専用タンク、及び廃油タンク等と兼用することは認められない。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

イ 漏えい局限化設備の範囲は、注入口、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び吐出口の部分から漏れた危険物を他に拡大させない範囲とする。◆

ウ 注入口付近の床面には傾斜を設けるとともに周囲には排水溝を設けること。

(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

(3) 規則第 25 条の 10 第 2 号に規定する「可燃性の蒸気を検知する警報設備」は、規則第 25 条の 9 第 4 号に規定する二方開放として認められない屋内給油取扱所で点検・整備室又はポンプ室に設置しなければならない装置の例によること。(H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

(4) 規則第 25 条の 10 第 3 号に規定する規則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の用途に供する部分の開口部で上階への延焼防止の措置は、次によること。

ア 開口部の上部に上階の外壁から水平距離 1.5m 以上張り出した屋根又は 30 分以上の耐火性能を有するひさし（以下「ひさし等」という。）を設けること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

イ 上階の外壁から水平距離 1.5m 以上張り出したひさし等を設けることが困難な場合は、基準の特例として上階の外壁から水平距離 1m 張り出したひさし等（1m 未満とすることはできない。）及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができる。

(H1.3.3 消防危第 15 号通知、H1.5.10 消防危第 44 号質疑)

(ア) ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ 2.5m 以下ごとに 1 個設けること。

(イ) 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3m^3 を乗じて得た量以上の量となるよう設けること。

(ウ) ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が 3kgf/cm^2 以上で、かつ、放水量が 130L 毎分以上の性能のも

のとすること。

(エ) ドレンチャー設備には予備電源を設置すること。

ウ 上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通して通気管の先端を設ける場合は、貫通部について埋め戻し等の措置を講ずること。(H1.5.10 消防危第44号質疑)

エ 上階への延焼防止のためのひさし等は、規則第25条の4第1項第1号に規定する用途に供する部分の開口部の全面に設置すること。(H1.5.10 消防危第44号質疑)

オ 屋上に屋根のない貸駐車場を設ける場合、駐車する車両の高さ以上の高さの壁を設けることにより、延焼防止措置とすることができる。

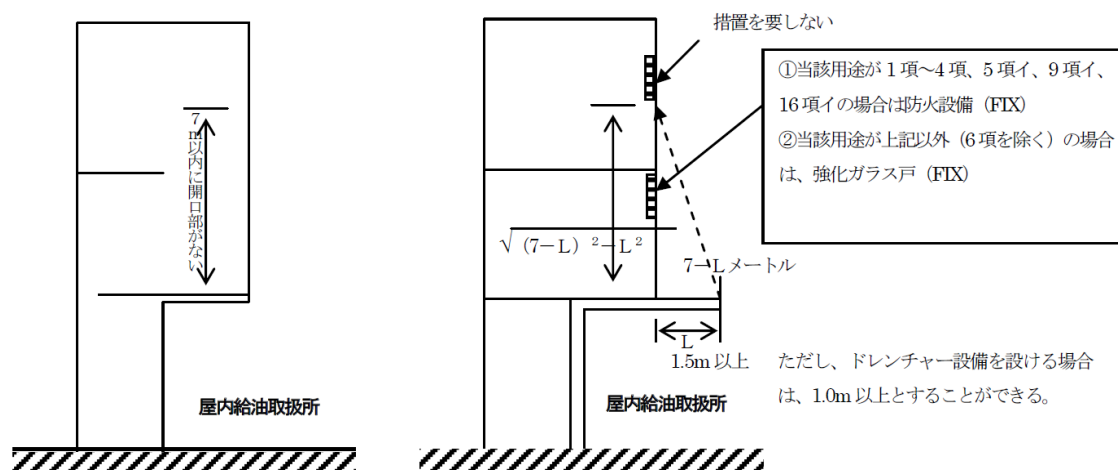
(H1.5.10 消防危第44号質疑、H2.3.31 消防危第28号質疑)

(5) 給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の用途に供する部分の開口部に設ける屋根又はひさしの先端は、次によること。

ア 規則第25条の10第4号に規定する「上階の開口部」とは、規則第25条の4第1項第1号に規定する用途に供する部分の開口部の直上部のみとする。(H1.5.10 消防危第44号質疑)

イ 規則第25条の10第4号に規定する上階の開口部までの距離の算定において、ドレンチャー設備の設置による張出長さを減じた場合は、その減じた距離とする。(H1.5.10 消防危第44号質疑)

ウ 規則第25条の10第4号に規定する「延焼防止上有効な措置」とは、JIS R 3206に定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいう。(H1.3.3 消防危第15号通知)



図第4-1-48

23 航空機給油取扱所

(1) 航空機に直接給油するための必要な空地は、エプロン全体とする必要はない。

(H1.5.10 消防危第44号質疑)

(2) 場内排水が直接敷地内の貯水池に入り、他に流出することがない場合であっても、排水溝及び油分離槽を設けること。(H1.5.10 消防危第44号質疑)

(3) 「漏れた危険物の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着剤等を有効に保有していること。(H1.3.3 消防危第15号通知)

(4) 自衛隊の緊急発進用航空機格納庫内に収納されている航空機の燃料タンクに格納庫外に停車している給油タンク車に設けられた給油設備を用いて直接給油を行う施設の出入りする側に壁の設置について (H17.12.19 消防危第295号質疑)

(5) 給油タンク車を用いる場合、給油空地に係る技術上の基準への適合を判断するために、図面に予定されている給油タンク車の大きさを破線等により図示すること。(H18.4.25 消防危第106号通知)

- (6) 規則第 26 条第 3 項第 6 号ロの規定により、航空機給油取扱所の給油設備である給油ホースには、エンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置を設けることとされているが、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 15 年国土交通省告示第 1317 号）による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 41 条に基づく排出ガス規制（以下「平成 17 年排出ガス規制」という。）に適合している場合には、これと同等以上の性能を有するものと認めても差し支えない。（H19. 3. 29 消防危第 68 号質疑）

なお、当該給油ホース車が当該規制に適合していることは、次のア又はイのいずれかにより確認する。

ア 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条に基づく車検証、又は、東京国際空港制限区域安全管理規程第 48 条に基づく検査証に平成 17 年排出ガス規制の適合車である型式が示されている。

イ 平成 17 年排出ガス規制に適合した排出ガス浄化装置を設置している旨の表示を車両の見やすい位置に掲示している。

- (7) 建築物への屋上設置については、「建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について」（H27. 12. 8 消防危第 268 号通知）によること。

24 船舶給油取扱所

- (1) 船舶に対する給油取扱いについて、移動タンク貯蔵所から直接給油することはできない。

（S52. 4. 19 消防危第 71 号質疑）

- (2) 規則第 26 条の 2 第 3 項第 3 の 2 号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備（以下「応急回収設備」という。）」は、油吸着材とする。

（H1. 3. 3 消防危第 15 号通知、H20. 5. 22 消防危第 264 号通知）

ア 保有する油吸着材の量は、次の表の区分に応じた量の油を吸着できるものであること。

専用タンク又は貯蔵 タンクの容量の区分	タンク容量 30kL 未満 のもの	タンク容量 30kL 以上 1, 000kL 未満のもの	タンク容量 1, 000kL 以上のもの
吸着できる油の量	0. 3kL 以上	1kL 以上	3kL 以上

イ 留意事項

油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達船査第 52 号（昭和 59 年 2 月 1 日）に定める性能検査基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。

- (3) 専用タンクが複数ある場合の「応急回収設備」としての油吸着材の保有量は、最大タンク容量に応じた量とする。（H1. 12. 21 消防危第 114 号質疑）

- (4) 規則第 26 条の 2 第 3 項第 3 号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」と「応急回収設備」としての油吸着材は、兼用することができる。

（H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑）

- (5) 規則第 26 条の 2 第 3 項第 6 号に規定する給油タンク車が転落しないようにするための措置としては、柵、囲いを設けること等が該当すること。（H18. 4. 25 消防危第 106 号通知）

- (6) 給油タンク車を用いる場合、給油空地に係る技術上の基準への適合を判断するために、図面に予定されている給油タンク車の大きさを破線等により図示すること。（H18. 4. 25 消防危第 106 号通知）

25 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（H10. 3. 11 消防危第 22 号通知）によること。

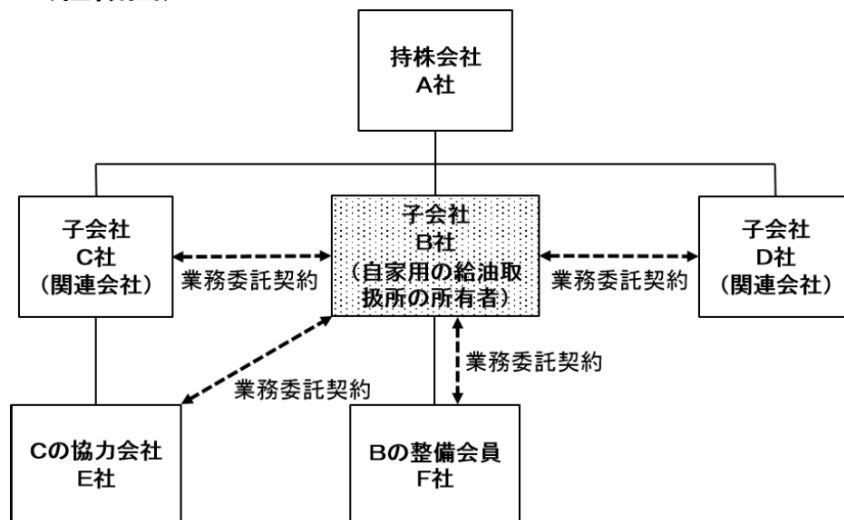
26 圧縮水素充填設備設置給油取扱所

- (1) 圧縮水素充填設備設置給油取扱所については、「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」(H27.6.5 消防危第 115、123 号通知)によること。
- (2) ガソリンと水素の両方を燃料とする水素ガスエンジン自動車に対して、給油取扱所でガソリンの給油を、圧縮水素充填設備設置給油取扱所でガソリンの給油又は水素の充填を行って差し支えない。(H19.3.29 消防危第 68 号質疑)
- (3) 危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策については「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」(H24.5.23 消防危第 140 号通知、H24.12.18 消防危第 263 号通知)によること。

27 自家用給油取扱所

- (1) 自家用給油取扱所には、次のものが含まれるものとする。
 - ア レンタカー事業所が所有し、管理し、または、占有するレンタカーへの給油
(S55.11.14 消防危第 137 号質疑)
 - イ トラック運送事業協同組合組織における組合員の給油 (S58.11.7 消防危第 106 号質疑)
 - ウ 自動車の冷房用エンジンへの給油 (S44.4.24 消防予第 133 号質疑)
- (2) 下図のように、持株会社である A 社の子会社である B 社が給油取扱所の所有者となっており、B 社と関連会社 (C 社、D 社) や協力会社 (E 社)、整備会員 (F 社) との間で、企業間の車両管理及び給油に関する業務委託契約を締結し、関連会社等の自動車 1 台ごとに B 社が給油カードを発行して、B 社の管理の下に給油取扱所において給油を行い、不特定の車両への給油を行わない場合、B 社の給油取扱所を自家用の給油取扱所として認めて差し支えない。(H31.4.19 消防危第 81 号質疑)

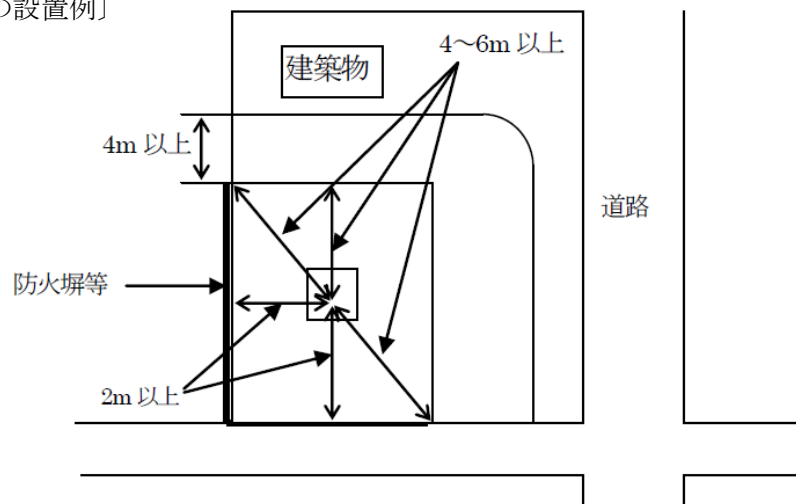
(組織図)



図第 4-1-49

- (3) 自家用給油取扱所の空地は、給油する自動車等の一部又は全部が空地からはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。◆
- (4) 自家用給油取扱所に設置する固定給油設備の位置は、防火塀等から 2m 以上、自家用給油取扱所として規制を受けた部分の外側線から規則第 40 条の 3 の 4 第 1 号で規定する距離以上を保つこと。
◆
- (5) 道路境界線に政令第 17 条第 1 項第 19 号に規定する防火塀等を設ける場合は、当該防火塀等の部分を敷地境界線とみなすことができる。◆

〔防火壁の設置例〕



図第 4-1-50

- (6) ダム工事場、大規模な土地造成または土砂採取場であって、火災予防上支障がなく、かつ、次に適合する土木重機等へ給油する設備（危険物タンク車を使用したもの。）は、政令第 17 条第 1 項（第 6 号を除く。）の規定を適用しないことができる。

（S48. 11. 6 消防予第 146 号質疑、S57. 5. 7 消防危第 56 号質疑、S56. 9. 25 消防危第 120 号質疑）

- ア 使用期間は、工事中に限られること。
- イ 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油、灯油とすること。（土木重機等への給油に限るものである。）
- ウ 給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く。）は、さく等により明確に区画すること。
- エ 消火設備は、第 4 種及び第 5 種の消火設備をそれぞれ 1 個以上設けること。
- オ 給油設備は、次に適合するものであること。
 - （ア）給油設備を備えた車両は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 11 条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。
 - （イ）給油設備は、車両のシャーシフレームに堅固に固定されていること。
 - （ウ）危険物を収納するタンクの構造及び設備は、政令第 15 条第 1 項に定める移動タンク貯蔵所の構造及び基準に適合するものであること。ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあっては、厚さ 3.2mm 以上の鋼板で気密に作り、かつ、当該タンクの外面はさび止めのための塗装をすれば足りるものであること。
 - （エ）潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること。
 - （オ）給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
 - （カ）給油のための装置のエンジン（以下この項において「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に 0.5m 以上の間隔を保つこと。
 - （キ）エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。
 - （ク）給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。
この場合の接地抵抗値は、100Ω 以下とすること。

- (7) 自家用給油取扱所に専用タンクを設けず、当該自家用給油取扱所の敷地外に特殊な屋外タンク貯蔵所を設け、当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクを固定給油設備と接続することについては、政令 23 条を適用しその設置を認めて差し支えない。当該自家用給油取扱所の基準については（H27. 4. 24 消防危第 91 号質疑）によること。

28 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所

- (1) 「メタノール等を取り扱う給油取扱所」については、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について」(H6. 3. 25 消防危第 28 号通知) によること。
- (2) 第 4 類第 1 石油類 (非水) (構成はメタノール (第 4 類アルコール類) 50%・その他混合物 (第 4 類第 1 石油類 (非水)) 50%) を自動車等に給油する給油取扱所は政令第 17 条第 4 項を満足する必要がある。(H9. 10. 22 消防危第 104 号質疑)

- (3) 「エタノール等を取り扱う給油取扱所」については次によること。

ア 政令第 17 条第 4 項に規定するエタノールを含有するもの (以下「エタノールを含有するもの」という。) とは、エタノールを含有する第 4 類の危険物の総称であること。なお、バイオマス燃料のうちエタノールを 3% 含有したガソリン (E3) についても、エタノールを含有するものに含まれるものであること。またバイオエタノールの一種である ETBE (エチルターシャリーブチルエーテル) をガソリンに混合したものは、エタノールを含有するものには含まれないものであること。(H24. 1. 11 消防危第 2 号通知)

イ エタノールを含有するもののうち「揮発油等の品質の確保等に関する法律 (S51 法律第 88 号)」に規定する規格に適合し、販売されるものについては、当該法律において揮発油と位置付けられるが、当該揮発油を取り扱う給油取扱所については、令第 17 条第 4 項に規定する位置、構造及び技術上の基準が適用されるものであること。(H24. 1. 11 消防危第 2 号通知)

ウ エタノールを取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準については「エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について」(H24. 1. 11 消防危第 2 号通知) 第 2 によること。

29 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

- (1) 規則第 28 条の 2 の 4 に規定する「自動車若しくは原動機付自転車」の定義に、自動二輪車は含まれるものであること。また、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることは行えないものであること。

(H10. 3. 13 消防危第 25 号通知)

- (2) 規則第 28 条の 2 の 5 第 1 号に規定する表示の方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。

(H10. 3. 13 消防危第 25 号通知)

- (3) 規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号に規定する「顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備 (顧客用固定給油設備) の構造及び設備」の基準は、次によること。

(H10. 3. 13 消防危第 25 号通知)

ア 給油ホースの先端部に、手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。当該給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの (ラッチオープンノズル) 及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの (非ラッチオープンノズル) の 2 種類があるが、固定する装置を備えたものにあつては、次の (ア) から (ウ) によること。

(ア) 給油を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始できない構造のものとすること。これは、ポンプ起動時等における給油ノズルからの危険物の不慮の噴出を防止するものである。構造の具体的な例としては、給油ノズル内の危険物の圧力の低下を感知して自動的に手動開閉装置が閉鎖する構造や、給油ノズルの手動開閉装置が閉鎖していなければポンプ起動ができない構造

等があること。

(イ) 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとすること。構造の具体的な例としては、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。

(ウ) 引火点が 40℃未満の危険物を取り扱うホース機器にあっては、自動車等の燃料タンクに給油する時に放出される可燃性の蒸気を回収する装置（可燃性蒸気回収装置）を設けること。当該装置の具体的な例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造等を有するものがあること。燃焼処理、高所放出等を行うものにあつては、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること。

イ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとすること。この場合、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15L 毎分程度（軽油専用で吐出量が 60L 毎分を超える吐出量のものにあつては、25L 毎分程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

ウ 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。

構造の具体的な例としては、給油ホースの途中に緊急離脱カップラーを設置するものがあること。緊急離脱カップラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、ノズルを給油口に差して発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。

なお、緊急離脱カップラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。

エ ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造のものとすること。構造の具体的な例としては、以下のものがあること。

(ア) 給油ノズルに設けられた装置等により、車両の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定し油種を判定（ガソリンと軽油の別を判別できれば足りる）し、給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始することができる構造としたもの（コンタミ（contamination の略）防止装置）。

(イ) 顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油を開始することができる構造としたもの（油種別ポンプ起動）。監視者が、顧客の要請をインターホン等を用いて確認し、制御卓で油種決定をする構造や、顧客が自ら固定給油設備で油種設定をする構造等があること。

(ウ) ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）にあつては、ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止できる構造を有しているとみなされるものであること。

オ 一回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとすること。当

該設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

カ 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとする。

地震を感知する感震器は、震度階級「5 強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動すること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

(4) 規則第 28 条の 2 の 5 第 3 号に規定する「顧客に自ら灯油又は軽油を容器に詰め替えさせるための固定注油設備（顧客用固定注油設備）の構造及び設備」の基準は次によること。

(H10. 3. 13 消防危第 25 号通知)

ア 注油ホースの先端部に、手動開閉装置を備えた注油ノズルを設けること。当該注油ノズルは、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）とする。

イ 注油ノズルは、容器が満量となったときに注油を自動的に停止する構造のものとする。自動的に停止する構造は、15L 毎分程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始できない構造であること。

ウ 一回の連続した注油量及び注油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとする。当該設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

エ 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとする。地震を感知する感震器は、震度階級「5 強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動すること。感震器は、顧客用固定注油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

(5) 規則第 28 条の 2 の 5 第 4 号に規定する「固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンク」には、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に設置される場合を除き、次に定める措置を講ずること。当該措置は、対象を顧客自ら用いる設備に限るものではないこと。

(H10. 3. 13 消防危第 25 号通知)

ア 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、自動車の衝突を防止するための措置（衝突防止措置）を講ずること。

当該措置としては、車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール又は高さ 150mm 以上のアイランドを設置するものがあること。なお、必ずしも固定給油設備等をアイランド上に設置することを要するものではない。

イ 固定給油設備及び固定注油設備には、当該設備が転倒した場合において当該設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

当該措置の例としては、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。）によること。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

- (6) 規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号に規定する「固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺」には、次に定めるところにより必要な事項を表示すること。

(H10. 3. 13 消防危第 25 号通知、H24. 3. 30 消防危第 91 号通知)

ア 顧客用固定給油設備には、顧客が自ら自動車等に給油することができる固定給油設備である旨を、顧客用固定注油設備には、顧客が自ら容器に灯油又は軽油を詰め替えることができる固定注油設備である旨を、見やすい箇所に表示するとともに、その周囲の地盤面等に自動車等の停止位置又は容器の置き場所を表示すること。

この場合、顧客用である旨の表示の方法は固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること。

また、普通自動車等の停止位置として長さ 5m、幅 2m 程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として 2m 四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

イ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備にあつては、給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、その使用方法及び危険物の品目を表示すること。

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等の保安上必要な事項を併せて記載すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。

危険物の品目の表示は、次の表の左欄に掲げる危険物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に定める文字を表示すること。また、文字、文字の地（背景）又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色する場合には、それぞれ同表の右欄に定めた色とすること。この場合の彩色には無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まないものであること。なお、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならないものであること。

また、エンジン洗浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えないものであること。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うことが望ましいものであること。

取り扱う危険物の種類	文 字	色
自動車ガソリン（JIS K 2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち 1 号に限る。）	「ハイオクガソリン」又は「ハイオク」	黄
自動車ガソリン（JIS K 2202『自動車ガソリン』に規定するもののうち 1 号(E)に限る。）	「ハイオクガソリン (E)」又は「ハイオク (E)」	ピンク
自動車ガソリン（JIS K 2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち 2 号に限る。）	「レギュラーガソリン」又は「レギュラー」	赤
自動車ガソリン（JIS K 2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち 2 号(E)に限る。）	「レギュラーガソリン(E)」又は「レギュラー (E)」	紫
軽油	「軽油」 「プレミアム軽油」	緑、黄緑

灯油	「灯油」	青
----	------	---

ウ 顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等を設置する場合にあっては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備等である旨を見やすい箇所に表示すること。

この場合における表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。

(7) 規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号に規定する「顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備」は、次に定めるところにより設置すること。(H10. 3. 13 消防危第 25 号通知)

ア 制御卓は、給油取扱所内で、すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。ただし、給油取扱所内で、全ての顧客用固定給油設備等の使用状況を監視設備により視認できる位置に設置する場合は、この限りでないこと。

なお、この場合、直接視認できるとは、給油される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。

イ 給油中の自動車等により顧客用固定給油設備等の使用状況について制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、制御卓からの視認を常時可能とするための監視設備を設置すること。この場合、監視設備としては、モニターカメラ及びディスプレイが想定されるものであり、視認を常時可能とするとは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいうものであること。

ウ 制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備等への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設置すること。制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあっては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

エ 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置（緊急停止スイッチ）を設けること。火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

オ 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内にすべての顧客に必要な指示を行うための放送機器を設けること。顧客と容易に会話することができる装置としては、インターホンがあること。インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあっては、近傍の壁面等に設置すること。

放送機器の機能を有する有線放送設備（指示の放送が優先されるもの）を用いてもよい。

(H10. 10. 13 消防危第 90 号質疑)

カ 制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には速やかに操作することができるものであること。

キ 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えないこと。この場合、すべての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。

- (8) 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所、圧縮天然ガス充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び自家用の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、以下のとおりとする。

(H10. 3. 13 消防危第 25 号通知、H24. 5. 23 消防危第 138 号通知)

ア 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の基準（衝突防止措置のうち簡易タンクに係る部分を除く。）の規定の例によること。

イ 顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、それぞれ顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の給油取扱所の基準（衝突防止措置に係る部分を除く。）の規定の例によること。

ウ 顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の自家用の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、それぞれ顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内給油取扱所の基準の例によること。

顧客に自ら給油等をさせる自家用の給油取扱所としては、レンタカー営業所の構内に設置される自家用の給油取扱所等が想定されるものであること。

- (9) コンビニエンスストアが併設された顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、監視者がレジ業務を兼務する場合、監視者その他の従業員とを区別するために、監視者が異なる制服等を着用する必要はない。(H31. 4. 19 消防危第 81 号質疑)

- (10) 可搬式の制御機器を設けたセルフスタンドの技術上の基準については、次によること。

(R2. 3. 27 消防危第 87 号通知)

ア 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、従業者が適切に監視等を行うことができる範囲となるよう設定することが適当であるため、位置に応じて当該機器の給油許可機能を適切に作動させ、又は停止させるためのビーコン等の機器を配置すること。

イ 可搬式の制御機器の給油停止機能及び一斉停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、上記アの範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにすること。

ウ 可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと。